

・ 現在、家庭等で保護者がお子さんをみている方におうかがいします。

問13 封筒のあて名のお子さんについて、本当はどこか、もしくは誰かにみてもらいたいとお考えですか。

- 1. 本当は誰かにみてもらいたい
- 2. 今のままでよい(問 16へ進む)

問13-1 問 13で 1. を選ばれた方におうかがいします。

次の中から最も希望するものを 1つだけ選んで 印をおつけください。

- 1. 保育所
- 2. 幼稚園
- 3. その他の保育サービス
- 4. 親族や知人など
- 5. その他()

問13-2 あて名のお子さんをみてもらいたい理由は何ですか。次の中から 1つだけ選んで 印をおつけください。

現在家庭等で封筒のあて名のお子さんの面倒を主にみている保護者が、

- 1. 現在も自宅等で働いているから
- 2. 働く予定があるから
- 3. 仕事を探している、仕事を探したい
- 4. 幼稚園教育を受けさせたいから
- 4. 家族や親族等の介護のため
- 5. 病気等で健康を害しているから
- 6. 学生だから、学生になるから
- 7. その他()

(問 16へ進む)

すべての方に、封筒のあて名のお子さんの一時預かりのことについておうかがいします。

問 16と問 17は、それぞれ以下の事柄をおうかがいするものです。必ず双方にお答えください。

問 16... 緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）でお子さんの面倒をみられなくなった日のこと

問 17... 私用（美容院、習い事、スポーツ、会合など）でお子さんの面倒をみられなくなった日のこと

なお、通常通っている保育所や幼稚園、認可外保育施設で対応している日数については、除いてお答えください。

問16 この1か月間に、緊急の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気など）で、ふだん主にお子さんの面倒をみている方が日中お子さんの面倒をみられなくなったことはありましたか。

1. あった 月 回くらい 2. なかった（問 17へ進む）

問16-1 そのうち、以下のような対処であった日はそれぞれ何日ありました。対処の方法別にそれぞれ日数をご記入ください。

保育所の緊急一時保育、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター等を利用した日	<input type="text"/> 日
幼稚園の預かり保育を利用した日	<input type="text"/> 日
家族や親族・知人等がみたが、対処が非常に困難だった日	<input type="text"/> 日
仕方なく同行させた日	<input type="text"/> 日
仕方なく子どもだけで留守番をさせた日	<input type="text"/> 日

問17 この1か月間に、私用（美容院、習い事、スポーツ、会合など）で、ふだん主にお子さんの面倒をみている方が日中お子さんの面倒をみられなくなったことはありましたか。

1. あった 月 回くらい 2. なかった（問 18へ進む）

問17-1 そのうち、以下のような対処であった日はそれぞれ何日ありました。対処の方法別にそれぞれ日数をご記入ください。

保育所の緊急一時保育、認可外保育施設、ファミリーサポートセンター事業、ベビーシッター等を利用した日	<input type="text"/> 日
幼稚園の預かり保育を利用した日	<input type="text"/> 日
家族や親族・知人等がみたが、対処が非常に困難だった日	<input type="text"/> 日
仕方なく同行させた日	<input type="text"/> 日
仕方なく子どもだけで留守番をさせた日	<input type="text"/> 日

問6 ご家族の中にどなたか介護を必要とする方はいらっしゃいますか。いずれか1つを選んで印をおつけください。

1. いる	2. いない
-------	--------

問7 あなたのお住まいの近く（おおむね 30 分以内）に、お子さんの世話を頼める親族や友人・知人などはいらっしゃいますか。次の中から1つだけ選んで印をおつけください。（同居のご家族は除く）

1. 近くに気軽に頼める人がいる
2. 気軽ではないが、いざという時には頼める人が近くにいる
3. 近くにはいないが、頼める人がいる
4. 特に頼める人はいない

問8 お子さんがお住まいの地区はどれにあてはまりますか。次の中から 1つだけ選んで印をおつけください。

1.	2.	3.	4.
5.	6.	7.	8.

封筒のあて名のお子さんの過ごし方についておうかがいします。

問9 平日の放課後の通常的なお子さんの過ごし方で一番多いものについて、各時間ごとにあてはまるものを点線枠内からそれぞれ1つずつ選んで下の表に番号をご記入ください。

14～16時	16～18時	18～20時	20時以降

↑ 時間帯ごとに番号を表の中に記入

1. 学校にいた
2. 放課後児童クラブで過ごした
放課後児童クラブ：保護者が就労などで放課後子どもをみることができない場合等に、小学校低学年児童を中心に預かる事業
3. 保護者や祖父母等の家族・親族（大人）と過ごした
4. ベビーシッターなどと過ごした（ファミリーサポートセンター事業の利用を含む）
5. 家で兄弟姉妹と子どもだけで過ごした
6. 家でひとりで過ごした
7. 友だちの家にいた
8. 公園などで友だちと遊んでいた
9. 児童館などの公共の施設にいた（施設名： ）
10. クラブ活動や地域活動（子ども会活動やスポーツ活動など）をしていた
11. 学習塾や習いごとに行っていた
12. その他（ ）

問10 土曜日のお子さんのすごし方で一番多いものについて、各時間ごとにあてはまるものを点線枠内からそれぞれ1つずつ選んで下の表に番号をご記入ください。

9～12時	12～14時	14～16時	16～18時	18時以降

↑ 時間帯ごとに番号を表の中に記入

1. 放課後児童クラブですごした

放課後児童クラブ：保護者が就労などで放課後子どもをみることができない場合等に、小学校低学年児童を中心に預かる事業

2. 学校ですごした（週末の学校開放など）

3. 保護者や祖父母等の家族・親族（大人）とすごした

4. ベビーシッターなどとすごした（ファミリーサポートセンター事業の利用を含む）

5. 家で兄弟姉妹と子どもだけですごした

6. 家でひとりですごした

7. 友だちの家に行った

8. 公園などで友だちと遊んでいた

9. 児童館などの公共の施設に行った（施設名： ）

10. クラブ活動や地域活動（子ども会活動やスポーツ活動など）をしていた

11. 学習塾や習いごとに行っていた

12. その他（ ）

問11 小学校に上がる前（就学前）お子さんの保育は、主にどこで、どなたが行っていましたか。次の中から主なものを1つだけ選んで 印をおつけください。

1. 保育所に通っていた

2. 認可外保育施設に通っていた（家庭保育室、勤務先の保育施設など）

3. ベビーシッターなどにみてもらっていた

4. 幼稚園に通っていた

5. 親族や知人にみてもらっていた

6. 家庭等で家族がみていた

放課後児童クラブの利用状況についておうかがいします。

問12 あて名のお子さんは放課後児童クラブを利用されていますか

1. 現在利用している (問 12-1へ進む)
2. 現在は利用していないが、これまでに利用したことがある (問 15、問 15-1へ進む)
3. 利用したことはない (問 15、問 15-1へ進む)

問12-1 問 12で 1. を選んだ方におうかがいします。

放課後児童クラブにはどの程度の頻度で、何時から何時まで通っていますか。平日（月曜日から金曜日）と土曜日のそれぞれについてお答えください。なお、時間の記入については 24 時間制（例；午後 6 時の場合は 18 時）でご記入ください。

曜 日	頻 度	時 間
平日 (月曜日から金曜日)	1. 毎日通っている	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃まで
	2. 時々通っている → 週 <input type="text"/> 回くらい	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃まで
土曜日	1. 毎週通っている	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃まで
	2. 時々通っている 3. 通っていない → 月 <input type="text"/> 回くらい	<input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃から <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃まで

問13 問 12で 1. を選んだ方におうかがいします。

現在通っている放課後児童クラブに対してどのように感じていますか。それぞれの項目について、あてはまるものを 1つずつ 選んで 印をおつけください。

	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満
施設・環境	1	2	3	4
指導員等の配置状況（人員体制）	1	2	3	4
子どもへの接し方	1	2	3	4
病気やケガの時の対応	1	2	3	4
保護者への情報伝達	1	2	3	4
保護者の要望・意見への対応	1	2	3	4
安全対策	1	2	3	4
衛生対策	1	2	3	4

問14 問12で1.を選んだ方におうかがいします。

放課後児童クラブに対する要望についておうかがいします。あてはまるものをすべて選んで 印をおつけください。

1. 利用時間を延長してほしい	(問14-1へ進む)
2. 利用できる学年を延長してほしい ()年生まで	} 2.~8.のみを選んだ方 (問16へ進む)
3. 土曜日も開いてほしい	
4. 日曜日・祝日も開いてほしい	
5. 施設設備を改善してほしい	
6. 指導内容を工夫してほしい	
7. その他 ()	
8. 現在のままでよい	

問14-1 問14で1.を選んだ方におうかがいします。

どのような時間あるいは曜日に放課後児童クラブが開いていれば、よいと思いますか。現在通っている時間を含めてお答えください。なお、時間の記入については24時間制(例;午後6時の場合は18時)でご記入ください。

1. 平日	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃から	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃まで
2. 土曜日	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃から	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃まで

(次の設問は、 問16へ進む)

問15 問12で2.もしくは3.を選んだ方におうかがいします。

あて名のお子さんが放課後児童クラブを利用していない理由を次の中から 1つだけ選んで 印をおつけください。

1. 特に必要ないから	} (問16へ)
2. 受け入れ学年以上だから	
3. 保護者またはお子さんが放課後児童クラブを利用したくないから	

4. 放課後児童クラブの存在を知らなかったから	
5. 放課後児童クラブが遠かったり、行くのに不便だから	
6. 放課後児童クラブの時間が合わないから	
7. 放課後児童クラブの空きがなかったから	
8. その他 ()	

(次ページの問題15-1へ進む)

問15-1 問 15で 4. ~ 8. を選んだ方におうかがいします。
今後、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか。

1. 利用したい	(問 15-2へ進む)
2. 利用したくない	(問 16へ進む)

問15-2 問 15-1で 1. を選んだ方におうかがいします。
利用する場合、どの程度の頻度で、何時から何時までとお考えですか。平日（月曜日から金曜日）と土曜日のそれぞれについてお答えください。なお、時間の記入については24時間制（例；午後6時の場合は18時）でご記入ください。

1. 平日	週	<input type="text"/>	回くらい					
	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃から	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃まで
2. 土曜日	月	<input type="text"/>	回くらい					
	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃から	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃まで

すべての方に、お子さんの保護者についておうかがいします。

問16 家庭でお子さんの身の回りの世話などを主にしている方はどなたですか。次の中から 1 つだけ選んで 印をおつけください。選択肢はすべてお子さんからみた関係です。

- | | |
|------------------------|-------------|
| 1. 主にお母さん | (問 17へ進む) |
| 2. 主にお父さん | (問 17へ進む) |
| 3. 祖父、祖母、兄姉、その他の親族、その他 | (問 21へ進む) |

問 16で選んだ保護者の方の就労状況についておうかがいします。

問17 現在、就労していますか。次の中から 1 つだけ選んで 印をおつけください。自営業、在宅勤務・内職等も「就労している」に含めてお答えください。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 就労している | (問 18へ進む) |
| 2. 産休・育休・介護休業中 | (問 21へ進む) |
| 3. 以前は就労していたが、現在は就労していない | (問 20へ進む) |
| 4. これまでに就労したことはない | (問 20へ進む) |

問 18と問 19は、上の問 17で「1. 就労している」を選ばれた方におうかがいします。

問18 通常、仕事のため家を出る時間と家に着く時間（自営業や在宅勤務・内職は、仕事の開始時間と終了時間）は何時から何時までですか。また、週に何日くらい仕事をされていますか。（在宅勤務・内職は仕事の開始時間と終了時間、定まっていない場合は比較的多い時間帯）は何時ですか。なお、時間の記入については24時間制（例；午後6時の場合は18時）でご記入ください。

家を出る時間	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃
家に着く時間	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃
	週に	<input type="text"/>	日くらい	

問19 通常の仕事の時間帯を超えて、残業が発生することはありますか。ある場合は月に何日くらいありますか。また、その場合の時間も同様にご記入ください。なお、時間の記入については24時間制（例；午後6時の場合は18時）でご記入ください

1. 通常の時間帯を超えることはない	
2. ある	月に <input type="text"/> 日くらい
	家を出る時間 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃
	家に着く時間 <input type="text"/> 時 <input type="text"/> 分頃

(次の設問は、 問 21へ進む)

問 20は、問 17で「3. 以前は就労していたが、現在は就労していない」及び「4. これまでに就労したことはない」を選ばれた方におうかがいします。

問20 働く意思はありますか。次の中から 1つだけ選んで 印をおつけください。

1. 仕事を探している（求職活動中である）	} (問 20-1 ~ 3 へ進む)
2. 働く意思はあるが子どもの預け先がないので仕事を探せない	
3. 具体的に働く予定がある	
4. 子育てがある程度落ちついたら働きたい	} (問 21へ進む)
5. いい仕事があれば働いてみたい	
6. 働くつもりはない	
7. 病気等のため働けない	
8. わからない	

問20-1 働く場合、家を空ける時間（自営業や在宅勤務・内職は、仕事の開始時間と終了時間）は何時から何時までとお考えですか。また、週に何日くらい働くお考えですか。なお、時間の記入については24時間制（例；午後6時の場合は18時）でご記入ください。

家を出る時間	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃
家に着く時間	<input type="text"/>	時	<input type="text"/>	分頃
	週に	<input type="text"/>	日くらい	

問20-2 働く場合、封筒のあて名のお子さんについて、放課後児童クラブを利用したいとお考えですか。次の中からあてはまるものを 1つだけ選んで 印をおつけください。

1. 利用したい
2. 利用したくない
3. わからない

問22-1 問22で「1. 児童館」を選ばなかった方におうかがいします。

児童館を利用しない理由は何ですか。主な理由を次の中から1つだけ選んで 印をおつけください

1. 児童館の存在を知らない
2. 児童館の存在は知っているが、事業の内容を知らない
3. 利用したいが、近くにないので利用できない
4. 児童館の事業内容に不満がある
5. その他 ()

問23 封筒のあて名のお子さんは地域活動やグループ活動などに参加されたことがありますか。次の中から1つだけ選んで 印をおつけください。

1. 参加したことがある (問23-1へ進む)
2. 参加したことはないが、今後は参加させたいと思っている (問23-1へ進む)
3. 参加したことがなく、今後も予定はない (問24へ進む)

問23-1 問23で1. 2.を選んだ方におうかがいします。

お子さんが参加したことがある、もしくは今後は参加させたい地域活動やグループ活動の種類は何ですか。あてはまるものをすべてを選んで 印をおつけください。

1. スポーツ活動
2. 文化・音楽活動
3. キャンプ等の野外活動
4. 清掃や高齢者訪問等の地域の社会福祉活動
5. ホームステイ等の国際交流活動
6. 子ども会等青少年団体活動
7. その他 ()

これ以降の設問は、ご家庭すべてのお子さんについてお答えください。

問24 子育てに関して不安感や負担感などはお感じですか。次の中から 1 つだけ選んで 印をおつけください。

1. 非常に不安や負担を感じる
2. なんとなく不安や負担を感じる
3. あまり不安や負担などは感じない
4. 全く感じない
5. なんともいえない

問25 子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることはどのようなことですか。あてはまるものをすべて選んで 印をおつけください。

1. 病気や発育・発達に関すること
2. 食事や栄養に関すること
3. 育児の方法がよくわからないこと
4. 子どもとの接し方に自信が持てないこと
5. 子どもとの時間を十分にとれないこと
6. 話し相手や相談相手がいないこと
7. 仕事や自分のやりたいことが十分できないこと
8. 子どもの教育に関すること
9. 友だちづきあい(いじめ等を含む)に関すること
10. 登園拒否、不登校などの問題について
11. 子育てに関しての配偶者・パートナーの協力が少ないこと
12. 配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと
13. 自分の子育てについて、親族・近隣の人・職場などまわりの見目が気になること
14. 配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと
15. 子どもを叱りすぎているような気がする
16. 子育てのストレスがたまって、子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまうこと
17. 地域の子育て支援サービスの内容や利用・申し込み方法がよくわからないこと
18. その他()
19. 特にない

問26 身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談していらっしゃいますか。あてはまるものをすべて選んで 印をおつけください。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 1. 配偶者・パートナー | 2. その他の親族（親、きょうだいなど） |
| 3. 隣近所の人、地域の知人、友人 | 4. 職場の人 |
| 5. 保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間 | 6. 子育てサークルの仲間 |
| 7. 子育てサポーター | 8. 保育士、幼稚園の先生、学校の先生 |
| 9. 医師・保健師・看護師など | 10. 家庭児童相談室（ 課） |
| 11. 地域子育て支援センター | 12. 子育てサロンなど（親子のつどいの場） |
| 13. 母子相談員 | 14. 民生・児童委員、主任児童委員 |
| 15. 教育相談室 | 16. 保健センター |
| 17. 保健所 | 18. 児童相談所 |
| 19. 民間の電話相談 | 20. その他（ ） |
| 21. 相談相手がいない | 22. 相談すべきことはない |

問27 子育てに関する情報をどのように入手されていますか。あてはまるものをすべて選んで 印をおつけください。

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1. 親族（親、きょうだいなど） | 2. 隣近所の人、知人、友人 |
| 3. 子育てサークルの仲間 | 4. 保育所、幼稚園、学校 |
| 5. 市役所や市の機関 | 6. 市の広報やパンフレット |
| 7. テレビ、ラジオ、新聞 | 8. 子育て雑誌 |
| 9. インターネット | 10. コミュニティー誌 |
| 11. その他（ ） | 12. 情報の入手先がない |
| 13. 情報の入手手段がわからない | |

問28 あなたは子育てに関するサークルなど自主的な活動に参加していますか。次の中から 1 つ だけ選んで 印をおつけください。

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 1. 現在参加している | |
| 2. 現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい | |
| 3. 現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない | （ 問 29へ進む ） |

問28-1 問 28で 1、2 を選ばれた方におうかがいします。
自主活動をしていくにあたって行政に行ってほしい支援はどのようなものですか。あてはまるものをすべて選んで 印をおつけください。

- | |
|--------------------------------|
| 1. 活動場所の提供（場所貸しなど） |
| 2. 情報発信や PR などに関する支援（掲示板の開放など） |
| 3. 活動時間中の保育サービス |
| 4. 活動資金助成 |
| 5. その他（ ） |

問31 子どもとの外出の際、困ること・困ったことは何ですか。下の中から主なものを 3 つまで 選んで 印をおつけください。

1. 歩道や信号がない通りが多く、安全に心配があること
2. 歩道の段差などがベビーカーや自転車が通行の妨げになっている
3. 交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていないこと
4. トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと
5. 授乳する場所や必要な設備がないこと
6. 小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと
7. 買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がないこと
8. 緑や広い歩道が少ない等、まちなみにゆとりとうるおいがない
9. 暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である
10. 周囲の人が子ども連れを迷惑そうにみること
11. 荷物や子どもに手をとられて困っている時に手を貸してくれる人が少ないこと
12. その他 ()
13. 特に困ること・困ったことはない

問32 身近な地域で、子ども同士が交流等を行うことのできる場ができた場合、どのようなものが望ましいとお考えですか。次の中から希望するものすべてを選んで 印をおつけください。

1. 子どもに遊びを教えたり、しつけをしてくれる場
2. 子どもが放課後などに集って、子ども同士で自主活動などができる場
3. 子どもが土日に活動ができたり遊べる場
4. 子ども自身が悩みを相談できる場
5. その他 ()

問33 下記の ~ のサービスを知っていたり、これまでに利用したことはありますか。また、今後利用したいと思いますか。各サービスごとに、A~Cのそれぞれについて、「はい」「いいえ」のどちらかに 印をおつけください。

サービスの種類	A 知っている	B これまでに利用 したことがある	C 今後利用したい
母親教室、両親教室、育児教室	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保健センターの情報・相談サービス	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
家庭教育に関する学級・講座	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
教育相談センター・教育相談室	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
保育所や幼稚園の園庭等の開放	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
子育てサロンなど（親子のつどいの場）	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
地域子育て支援センター （身近な地域における相談や親同士の交流の場）	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
児童館	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
ファミリーサポートセンター（地域住民による 育児の相互援助活動）	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
家庭児童相談室（市の〇〇課にある子育ての総合 相談窓口）	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
市が発行している子育て情報誌	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

問34 最後に、市の子育て支援施策に関するご意見やその他ご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。

調査にご協力いただき誠にありがとうございました。
ご回答もれがないかご確認の上、同封の封筒（切手不要）に入れて
月 日（曜日）までにポストにお入れください。

モデル調査票項目説明

(1) 就学前児童票 (詳細版)

- 問1 調査対象児の年齢区分を特定。
- 問2 世帯の子どもの人数及び年齢層を把握。クロス集計に活用可能。
- 問3 世帯の状況把握。ひとり親か否か、共働き世帯か否か(就労形態を含めて)を主に把握し、クロス集計に活用。保育等サービスのニーズが深刻なケースの抽出にも用いることができる。
- 問4 家庭内サポートの可能性があるか否かという観点から、同居の祖父母等の有無を把握。これをもとに核家族と三世帯家族を区別する。クロス集計に活用。
- 問5 家族人数の把握。
- 問6 家庭内の要介護者の有無を把握。子育てと同時に介護の負担を負っている世帯を把握する。
- 問7 地域サポートの有無という観点から、近くに親族・知人等の援助者がいるか否かを把握する。クロス集計に活用。
- 問8 保育ニーズを地区別に推計するために把握しておく。回答者が応えやすい地区名(住所地でもよい)を示し、集計段階で行政の地区区分に整理するなどの工夫が必要。
- 問9 主な保護者を特定するための設問。
- 問10 保育需要と密接な関係にある主な保護者の就労状況を把握。
- 問11 現在就労している主な保護者の通常の就労時間帯および日数(週あたり)の把握。
- 問12 現在就労している主な保護者の残業等の時間帯および日数(月あたり)の把握。ここで把握された結果は、時間延長保育、夜間保育、トワイライトステイ事業、ファミリーサポートセンター事業等のニーズとして捉えることができる。
- 問13 現在就労していない主な保護者の今後の就労意向を把握。潜在保育需要になりうる、近い将来に就労意向を有する人を特定する。
- 問13-1 問 36-1 と問 36-2 と併せて調査結果を活用する。問 36-1 で選択肢 1 ~ 3 に回答があり、かつ問 13 で近い将来の就労意向を示している場合、本問で示された働く場合の家を空ける時間を潜在保育需要として捉える。
- 問14 問 14 から問 42-2 までは保育需要を把握するための項目(保育需要把握項目群)。この部分は、当該自治体における保育需給の逼迫度やサービス種類の多寡を勘案して、「簡易版・保育需要のみ」調査票のパターンを参考とすることも可能。いずれのパターンを参考とするかについて検討する際には、表「詳細版と簡易版の適用地域の例」を参照のこと。なお問 14 は、この設問の指示によって保育サービス種類別の設問に進むことになるため、各選択肢に含まれる範囲について丁寧な説明が必要。
- 問15 保育所に現在通っている人の保育実態を把握するための項目。通常保育、時間延長保育、非定型的な保育、休日保育の4種類の需要が把握できる。頻度及び時間数を

基準に、平日の場合、基本的には、週4日以上7時間以上であれば通常保育の需要、週3日以下7時間未満については非定型的な保育需要として需要を把握する。

- 問16 保育所の運営主体を把握。問17の保育所利用者満足度を運営主体別に分析する場合などに活用。
- 問17 サービスの質の確保・向上を図る観点から、保育所の利用者満足度を把握。
- 問18 時間延長希望をはじめ、保育所運営に関する利用者の要望を把握。選択肢は当該自治体において適宜工夫すること。日曜日・祝日の保育についても、潜在需要をより細かに把握して事業展開に生かすという観点に立てば、希望する時間帯を尋ねてもよい。
- 問18-1 保育所の現在利用者の延長保育需要を把握する。保育需要を算出する際には、本設問に回答があった時間帯のうち、問15に回答のあった現在利用している時間帯を除いた時間帯分を延長保育需要として新たに積み上げる。
- 問19 幼稚園の開園時間帯が、預かり保育事業の充実などによって保育所の開所時間帯が似通ってきた近況をふまえ、保育所利用者の幼稚園へのシフト需要を把握するための設問。この設問で選択肢1を選んだ人については、原則的に、問15で回答された保育所の保育需要を幼稚園の潜在需要として捉えることになる。但し、保育需要への対応方策を検討する際には、当該自治体の幼稚園の供給基盤整備の今後の見込みを把握した上で、そのシフト需要が実際に幼稚園で対応可能なものであるか（希望する保育時間帯が預かり保育を含めた幼稚園の開園時間帯によってカバーされるか等）を検討し、もし不可能と見込まれれば認可保育所の顕在需要として残すという操作を必要とする。
- 問20 預かり保育の利用時間を含めて、幼稚園の利用実態を把握するための設問。保育サービスの需要算出と同様に、幼稚園通園についても広い意味での預かりの需要として算出する。
- 問21 幼稚園の運営主体を把握。問23の幼稚園利用者満足度を運営主体別に分析する場合などに活用。
- 問22 幼稚園利用者の保育所へのシフト需要を把握するための設問。この設問で選択肢2を選んだ人については、原則的に、問20で回答された幼稚園の顕在需要を保育所の潜在需要として捉える。
- 問23 サービスの質の確保・向上を図る観点から、幼稚園の利用者満足度を把握する。
- 問24 時間延長希望をはじめ、幼稚園運営に関する利用者の要望を把握する。選択肢は当該自治体において適宜工夫すること。
- 問25 認可外保育施設等の種類を特定するための設問。当該自治体に存在する認可外保育サービスの種類を、利用者にわかる名称で選択肢に挙げること。
- 問26 認可外保育施設に現在通っている人の保育実態を把握するための項目。通常保育、時間延長保育、非定型的な保育、休日保育の4種類の需要が把握できる。頻度及び時間数を基準に、平日の場合、基本的には、週4日以上7時間以上であれば通常保育の需要、週3日以下7時間未満については非定型的な保育需要として需要を把握する。

- 問27 認可外保育施設利用者の延長保育需要を把握。
- 問28 サービスの質の確保・向上を図る観点から、認可外保育施設の利用者満足度を把握。
- 問29 保育所もしくは幼稚園へのシフト意向把握する項目。シフト意向ありの場合には、問 25 で把握した認可外保育施設の顕在需要を保育所もしくは幼稚園の潜在需要として捉える。
- 問29-1 認可外保育施設を利用している理由を尋ね、保育所及び幼稚園の整備の有り方を検討する参考とする。
- 問30 ベビーシッター等の種類を特定するための設問。NPOやボランティア等の非営利組織や、ファミリーサポートセンター事業も含め、当該自治体に存在するサービスの種類を、利用者にわかる名称で選択肢に挙げること。
- 問31 ベビーシッター等を現在利用している人の保育実態を把握するための項目。通常保育、時間延長保育、非定型的な保育、休日保育の4種類の需要が把握できる。頻度及び時間数を基準に、平日の場合、基本的には、週4日以上7時間以上であれば通常保育の需要、週3日以下7時間未満については非定型的な保育需要として需要を把握する。
- 問32 保育所もしくは幼稚園へのシフト意向把握する項目。シフト意向ありの場合には、問 31 で把握したベビーシッター等の顕在需要を保育所もしくは幼稚園の潜在需要として捉える。
- 問32-1 ベビーシッター等を利用している理由を尋ね、保育所及び幼稚園の整備の有り方を検討する参考とする。
- 問33 親族・知人にみてもらっている場合、みてもらっている人の属性を特定するための設問。
- 問34 親族や知人にみてもらっている人の保育実態を把握するための項目。
- 問35 保育所もしくは幼稚園へのシフト意向把握する項目。シフト意向ありの場合には、問 34 で把握した親族・知人の顕在需要を保育所もしくは幼稚園の潜在需要として捉える。
- 問35-1 親族・知人等にみてもらっている理由を尋ね、保育所及び幼稚園の整備の有り方を検討する参考とする。
- 問36 現在は家庭等で家族がみている人に対して、今後の保育サービス等の利用意向を有するか否かを把握するための項目。
- 問36-1 保育サービス等の利用意向がある場合、希望するサービスの種類を把握するための設問。選択肢1～3に回答があった場合、たとえ問13で近い将来の就労意向を有していなくとも、広い意味においては保育需要を有する人と捉えうる。
- 問36-2 問13及び問13-1と併せて調査結果を活用する。選択肢1～3に回答があり、かつ問13で近い将来の就労意向を有している場合、問13-1で把握する、働く場合の家を空ける時間を潜在保育需要として算出する。
- 問37 問37から問37-3までは病後児保育の需要算出のための項目群。この部分は、「簡易版・保育需要のみ」調査票のパターンを参考とすることも可能。なお、これらの項目群は、原則として現在施設型サービス（保育所、幼稚園、認可外保育施設）を利

用している人のみを対象とする。

- 問37-1 子どもが病気だった場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問37-2 現在は父親または母親が対応しているとする病後児保育の需要について、その対応の困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 問37-3 現在は親族や知人が対応しているとする病後児保育の需要について、その対応の困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 問38 病後児保育の運営形態についての利用者の希望を把握。選択肢については、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 囲み 問39 から問40-3 までは一時保育の需要算出のための項目群。「緊急の用事」と「私的な用事」の別に需要が把握できるよう設計すること。なお、平日は保育所等の施設サービスを利用している場合も、土曜日・日曜日・祝日の一時保育の需要は存在すると考えられるため、平日と土曜日・日曜日・祝日の別に把握することが望ましい。なおこの項目群は、「簡易版・保育需要のみ」調査票のパターンを参考とすることも可能。
- 問39 問39 から問39-3 までは「緊急の用事」のための一時保育の需要算出のための項目群。問39 では、過去1ヶ月間において「緊急の用事」のために一時保育を必要としたケースの有無を把握。
- 問39-1 「緊急の用事」のために一時保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問39-2 現在は配偶者等の家族が対応しているとする「緊急の用事」のための一時保育の需要について、困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 問39-3 現在は親族や知人が対応しているとする「緊急の用事」のための一時保育の需要について、困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 問40 問40 から問40-3 までは「私的な用事」のための一時保育の需要算出のための項目群。問40 では、過去1ヶ月間において「私的な用事」のために一時保育を必要としたケースの有無を把握。
- 問40-1 「私的な用事」のために一時保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問40-2 現在は配偶者等の家族が対応しているとする「私的な用事」のための一時保育の需要について、困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 問40-3 現在は親族や知人が対応しているとする「私的な用事」のための一時保育の需要について、困難度に応じて優先順位づけをするための項目。

- 問41 リフレッシュ保育のニーズ把握。問40から問40-3とは異なり、現在は全く実現化していないニーズも含めて把握する。よって結果については、厳密に量的な保育需要として算出するには適さず、利用意向として事業検討の際の参考とすること。問41では、そのようなニーズの有無と頻度・1回あたりの時間を把握。
- 問41-1 リフレッシュ保育の運営形態についての利用者の希望を把握。選択肢については、NPOやボランティア等の非営利組織や住民組織も含め、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 問42 問42から問42-2まではショートステイ保育の需要算出のための項目群。問42では、過去1年間における、そのようなニーズの有無を把握。
- 問42-1 ショートステイ保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問42-2 現在は親族や知人が対応しているとするショートステイ保育の需要について、困難度に応じて優先順位づけをするための項目。
- 黒帯 問43以降は、当該自治体において、その地域特性や子育て支援環境の整備に係る課題等をふまえ、創意工夫して設計すること。なお、相談や情報提供、交流といった家庭で子育て中の保護者への地域における支援や、子育てグループや子育てサポーター等の育成・活用など地域の子育て支援力の醸成に関わる項目は少なくとも設けることが望ましい。また、教育、母子保健、都市環境、住宅など関連分野における事業展開のあり方について利用者の意向等を把握する設問も可能である。
- 問43 子育てに関する全般的な不安感や負担感の強さを把握。クロス集計に活用可能。
- 問44 子育てに関する悩みの種類を把握。相談や情報提供等の事業のあり方を検討する際の材料とする。
- 問45 子育てに関する悩み等の相談相手の把握。選択肢については、関連分野の各種機関や、NPOやボランティア等の非営利組織や住民組織も含め、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 問46 子育てに関する情報の入手方法を把握。情報提供サービスのあり方を検討する際の材料とする。
- 問47 子育てサークル等自主活動の参加状況と参加意向を把握。
- 問47-1 子育てサークル等の自主活動への行政支援のあり方についての要望を把握。地域の子育て支援力の醸成について検討する際の材料とする。
- 問48 ファミリーサポートセンター事業の利用意向を把握。当該自治体において未実施であり、今後の実施を検討する場合には、会員になりたいか否かなど需要を把握する観点から調査項目を設計してもよい。また、現在既に実施している自治体においては、同事業の運営に関する利用者の満足度等を把握する項目を設けてもよい。
- 問49 子どもの遊び場に関する利用者の意識を把握。遊び場整備に関する課題を抽出する。当該自治体における基盤整備の状況や、今後の整備方針等をふまえ、適宜自由に項目及び選択肢を設計すること。

- 問50 道路や公共施設などの都市環境に関する利用者の意識を把握。都市環境整備に関する課題を抽出する。当該自治体における基盤整備の状況や、今後の整備方針等をふまえ、適宜自由に項目及び選択肢を設計すること。
- 問51 これまでの設問で把握できなかった個別具体的なサービスの認知状況、利用実態、利用意向等について把握。当該自治体の事業メニューや今後の施策及び事業の展開方針等をふまえ、適宜自由に設計すること。
- 問52 利用者の自由意見の把握。

(2) 就学前児童票 (簡易版)

- 問1 主な保護者を特定するための設問。
- 問2 保育需要と密接な関係にある主な保護者の就労状況を把握。
- 問3 現在就労している主な保護者の通常の就労時間帯および日数 (週あたり) の把握。
- 問4 土曜日・日曜日・祝日の就労実態の把握。
- 問5 現在就労していない主な保護者の今後の就労意向を把握。潜在保育需要になりうる、近い将来に就労意向を有する人を特定する。
- 問5-1 問13-1と問13-2と併せて調査結果を活用する。問13-1で選択肢1～3に回答があり、かつ問5で近い将来の就労意向を有している場合、本問の働く場合の家を空ける時間を潜在保育需要として算出する。
- 問6 この設問の指示によって保育サービス種類別の設問に進むことになるため、各選択肢に含まれる範囲について丁寧な説明が必要。
- 問7 保育所もしくは幼稚園に現在通っている人の平日の利用実態を把握するための項目。保育所と幼稚園のいずれを利用しているかは問6で特定が可能。保育所利用の場合は、通常保育、時間延長保育、非定型的な保育の3種類の需要が把握できる。頻度及び時間数を基準に、平日の場合、基本的には、週4日以上7時間以上であれば通常保育の需要、週3日以下7時間未満については非定型的な保育需要として需要を把握する。幼稚園についても、保育所の需要算出と同様に、広い意味での預かりの需要も算出する。なお、土曜日及び休日の保育需要については、問4から就労実態に基づく形で把握することが可能であるが、この需要についても詳細に把握したい場合には、「詳細版」モデル調査票と同様に土曜日、日曜日・祝日の記入欄を設けてよい。
- 問8 (および問8-1) 保育所及び幼稚園の現在利用者の延長保育需要を把握する。保育需要を算出する際には、本設問に回答があった時間帯のうち、問7に回答のあった現在利用している時間帯を除いた時間帯分が延長保育需要として新たに積み上げる。
- 問9 サービスの質の確保・向上を図る観点から、保育所の及び幼稚園の利用者満足度を把握する。
- 問10 認可外保育施設、ベビーシッター、親族・知人等の種類を特定するための設問。当該自治体に存在するサービスの種類に応じて適宜選択肢を工夫すること。なお、勤務先の保育施設等が実質的に当該自治体で大きな役割を担っており、実質的に保育所と同様の機能を有している場合には、問7～8の保育所・幼稚園についての設問に併せてもよい。また、季節保育所等が存在する場合は、選択肢を設け回答方法を工夫すること。
- 問11 認可外保育施設、ベビーシッター、親族・知人等に現在子どもをみてもらっている人の平日の保育実態を把握するための項目。通常保育、時間延長保育、非定型的な保育の3種類の需要が把握できる。頻度及び時間数を基準に、平日の場合、基本的には、週4日以上7時間以上であれば通常保育の需要、週3日以下7時間未満については非定型的な保育需要として需要を把握する。なお、土曜日及び休日の保育需

要については、問 4 から就労実態に基づく形で把握することが可能であるが、この需要についても詳細に把握したい場合には、「詳細版」モデル調査票と同様に土曜日、日曜日・祝日の記入欄を設けてよい。

- 問12 保育所もしくは幼稚園へのシフト意向把握する項目。シフト意向ありの場合には、問 11 で把握した認可外保育施設、ベビーシッター、親族・知人等の顕在需要を、保育所もしくは幼稚園の潜在需要として捉える。
- 問12-1 ベビーシッター等を利用している理由を尋ね、保育所及び幼稚園の整備の有り方を検討する参考とする。
- 問13 現在は家庭等で家族がみている人に対して、今後の保育サービス等の利用意向を有するか否かを把握するための項目。
- 問13-1 保育サービス等の利用意向がある場合、希望するサービスの種類を把握するための設問。選択肢 1～3 に回答があった場合、たとえ近い将来の就労意向を有していなくとも、広い意味においては保育需要を有する人と捉えうる。
- 問13-2 問 5 及び問 5-1 と併せて調査結果を活用する。選択肢 1～3 に回答があり、かつ問 5 で近い将来の就労意向を有している場合、問 5-1 で把握する働く場合の家を空ける時間を潜在保育需要として算出する。
- 問14 問 14 から問 15 までは病後児保育の需要算出のための項目群。この部分は、「詳細版」モデル調査票のパターンを参考とすることも可能。なお、これらの項目群は、原則として現在施設型サービス（保育所、幼稚園、認可外保育施設）の利用者のみを対象とする。
- 問14-1 子どもが病気だった場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。対処の方法の選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問15 病後児保育の運営形態についての利用者の希望を把握。選択肢については、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 囲み 問 15 から問 15-1 までは一時保育の需要算出のための項目群。「緊急の用事」と「私的な用事」の別に需要が把握できるよう設計すること。なお、平日と土曜日・日曜日・祝日の別に把握できるよう設計してもよい。なおこの項目群は、「詳細版」モデル調査票のパターンを参考とすることも可能。
- 問16 問 16 と問 16-1 は「緊急の用事」のための一時保育の需要算出のための項目群。
- 問16-1 「緊急の用事」のために一時保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。対処の方法の選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問17 問 17 と問 17-1 は「私的な用事」のための一時保育の需要算出のための項目群。
- 問17-1 「私的な用事」のために一時保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。対処の方法の選択肢については、当該自治体における施

設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。

問18 リフレッシュ保育のニーズ把握。問 17 から問 17-1 とは異なり、現在は全く実現化していないニーズも含めて把握する。よって結果については、厳密に量的な保育需要として算出するには適さず、利用意向として事業検討の際の参考とすること。問 18 では、そのようなニーズの有無と頻度・1 回あたりの時間を把握。

問18-1 リフレッシュ保育の運営形態についての利用者の希望を把握。選択肢については、NPOやボランティア等の非営利組織や住民組織も含め、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。

問19 問 19 と問 19-1 はショートステイ保育の需要算出のための項目群。問 19 では、過去 1 年間における、そのようなニーズの有無を把握。

問19-1 ショートステイ保育を必要とした場合の対処方法（およびその日数）を把握するための項目。対処の方法の選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。

余白 これから後の設問は、モデル調査票の問 42 以降を参照して、当該自治体において、その地域特性や子育て支援環境の整備に係る課題等をふまえ、創意工夫して調査項目を設計すること。なお、相談や情報提供、交流といった子育て中の保護者への地域における支援や、子育てグループや子育てサポーター等の育成・活用など地域の子育て支援力の醸成に関わる項目は少なくとも設けることが望ましい。また、教育、母子保健、都市環境、住宅など関連分野における事業展開のあり方について利用者の意向等を把握する設問も可能である。

(3) 小学生児童票

- 問1 調査対象児の年齢区分を特定。
- 問2 世帯の子どもの人数及び年齢層を把握。クロス集計に活用可能。
- 問3 世帯の状況把握。主にひとり親か否か、共働き世帯か否か（就労携帯を含めて）を把握し、クロス集計に活用。保育等サービスのニーズが深刻なケースの抽出にも用いることができる。
- 問4 家庭内サポートの可能性があるか否かという観点から、同居の祖父母等の有無を把握。これをもとに核家族と三世帯家族を区別する。クロス集計に活用。
- 問5 家族人数の把握。
- 問6 家庭内の要介護者の有無を把握。子育てと同時に介護の負担を負っている世帯を把握する。
- 問7 地域サポートの有無という観点から、近くに親族・知人等の援助者がいるか否かを把握する。クロス集計に活用。
- 問8 保育ニーズを地区別に推計するために把握しておく。回答者が応えやすい地区名（住所地でもよい）を示し、集計段階で行政の地区区分に整理するなどの工夫が必要。
- 問9 平日の放課後の子どもの居場所の実態。
- 問10 土曜日の子どもの居場所の実態。
- 問11 小学校に上がる前の子どもの保育状況を把握。就学を機にどのように保育等の実態が変わったかを把握する。
- 問12 放課後児童クラブの利用の有無。
- 問13 サービスの質の確保・向上を図る観点から、放課後児童クラブの利用者満足度を把握する。
- 問14 時間延長希望や学年延長希望をはじめ、保育所運営に関する利用者の要望を把握する。選択肢は当該自治体において適宜工夫すること。日曜日・祝日の保育についても、潜在需要をより細かに把握して事業展開に生かすという観点に立てば、希望する時間帯を尋ねてもよい。
- 問15 放課後児童クラブの利用意向を把握し、設置や運営上の課題を検討する材料とする。
- 問15-1 放課後児童クラブの潜在需要を把握するための項目。選択肢1に回答があった場合、問15-2に回答があった頻度及び時間帯が潜在需要として算出される。
- 問15-2 放課後児童クラブの潜在需要。
- 問16 主な保護者を特定するための設問。
- 問17 保育需要と密接な関係にある主な保護者の就労状況及び就労意向を問34から問37-2で把握する。
- 問18 現在就労している人の通常的な就労実態の把握。
- 問19 現在就労している人の残業等の実態の把握。ここで把握された結果は、時間延長保育、夜間保育、トワイライトステイ事業、ファミリーサポートセンター事業等のニーズとして捉えることができる。

- 問20 現在就労していない人の今後の就労意向を把握。潜在保育需要になりうる近い将来に就労意向を有する人を特定する。
- 問20-1 近い将来に就労を希望する人の希望就労形態。
- 問20-2 問20と併せて調査結果を活用する。問20で選択肢1～3に回答があった場合、本問の働く場合の家を空ける時間を放課後児童クラブの潜在需要として算出する
- 問21 問21から問21-2まではショートステイ保育の需要算出のための項目群。
- 問21-1 対処の方法の選択肢については、当該自治体における施設・サービスの基盤整備の状況をふまえ、適宜工夫すること。なお保育需要算出にあたっては、対処の方法別に需要量を算出し、ニーズの優先順位づけの判断材料とする。
- 問21-2 現在は親族や知人が対応しているとするショートステイ保育の需要について、優先順位づけをするための項目。
- 問22 子どもの遊び場や居場所となっている公共施設の種別を把握。当該自治体における基盤整備の状況や、今後の整備方針等をふまえ、適宜自由に選択肢を設計すること
- 問22-1 児童館を利用しない理由を把握し、児童館の設置や運営上の課題を検討する材料とする。
- 問23 子どもの地域活動等への参加状況。
- 問23-1 子どもが参加している地域活動等の種別を把握。選択肢については、関連分野の各種機関が実施する事業や、NPOやボランティア等の非営利組織や住民組織も含め、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 黒帯 問24以降は、当該自治体において、その地域特性や子育て支援環境の整備に係る課題等をふまえ、創意工夫して設計すること。なお、子どもの居場所づくり、相談や情報提供、交流といった子育て中の保護者への支援、子育てグループや子育てサポーター等の育成・活用など地域の子育て支援力の醸成に関わる項目は少なくとも設けることが望ましい。また、教育、母子保健、都市環境、住宅など関連分野における事業展開のあり方について利用者の意向等を把握する設問も可能である。
- 問24 子育てに関する漠然とした不安感や負担感の実態を把握。クロス集計に活用可能。
- 問25 子育てに関する悩みを把握。相談や情報提供等の事業のあり方を検討する際の材料とする。
- 問26 子育てに関する悩み等の相談相手の把握。選択肢については、関連分野の各種機関や、NPOやボランティア等の非営利組織や住民組織も含め、当該自治体の供給基盤の状況等をふまえ、適宜工夫すること。
- 問27 子育てに関する情報の入手方法を把握。情報提供サービスのあり方を検討する際の材料とする。
- 問28 子育てサークル等自主活動の参加状況と参加意向を把握問28-1 子育てサークル等の自主活動への行政支援のあり方についての要望を把握。地域の子育て支援力の醸成について検討する際の材料とする。
- 問29 ファミリーサポートセンター事業の利用意向を把握。当該自治体において未実施であり、今後の実施を検討する場合には、会員になりたいか否かなど需要を把握する観点から調査項目を設計してもよい。また、現在既に実施している自治体において

は、同事業の運営に関する利用者の満足度等を把握する項目を設けてもよい。

- 問30 子どもの遊び場に関する利用者の意識を把握。遊び場整備に関する課題を抽出する。当該自治体における基盤整備の状況や、今後の整備方針等をふまえ、適宜自由に項目及び選択肢を設計すること。
- 問31 道路や公共施設などの都市環境に関する利用者の意識を把握。都市環境整備に関する課題を抽出する。当該自治体における基盤整備の状況や、今後の整備方針等をふまえ、適宜自由に項目及び選択肢を設計すること。
- 問32 子どもの居場所に求める機能等について保護者の要望を把握。子どもの居場所の整備について検討する材料とする。
- 問33 これまでの設問で把握できなかった個別具体的なサービスの認知状況、利用実態、利用意向等について把握する。当該自治体の事業メニューや今後の施策及び事業の展開方針等をふまえ、適宜自由に設計すること。
- 問34 利用者の自由意見の把握。

第3部

全国自治体の先進的な子育て支援事業例

地域における子育ての支援

1 相談・情報提供

アクセスしやすい情報提供・相談体制の整備

事例タイトル	保育所による地域子育て支援事業		
実施主体	新通保育園（新潟/新潟）	主体属性等	保育所
事例内容	<p>園庭園舎、支援センターを毎日午前中開放。 育児相談。（保健センター保健師・支援職員・保育園看護師による相談 / 支援職員・保育園看護師による相談、電話相談） 専門家による育児相談。 子育てリスクの高い親に対する支援。 各種育児講座・勉強会の開催 / 図書活動（読み聞かせなど） 他施設との連携（地域保健センター、新潟市子育て支援センター連絡会、新潟市役所児童福祉課指導保育士及び子育て支援担当者、図書館、保育園園医、消防署、児童相談所、新潟市母子生活支援施設）</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・形式や規制に捕われず、開放されている園庭園舎を気軽に利用してもらうなかからひとり1人に合わせた支援を実施。 ・何気ない雑談の形態からピュアカウンセリングのような形態で個別の相談に対応している。 		
出所	<p>保育所の地域子育て支援活動に関する調査研究報告書（平成13年度） 日本保育協会</p>		

事例タイトル	小学校での地域開放施設併設		
実施主体	京都市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>全小学校に、地域開放施設の「ふれあいサロン」を開設。子どもからお年寄りまであらゆる世代の住民が、交流し、学びあえる身近な生涯学習の場として、地域住民の自主運営の下、活用されている。 教室として和室、ふれあい教室を設け、女性会や地域の老人会に昔遊びを教えてもらったり、茶道などの活動を実施。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校に生涯学習の場を併設。また、その運営を住民に任せている。 		
出所	<p>「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成14年7月19日） 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会</p>		

事例タイトル	子ども家庭支援センターが児童館などで実施する出張相談		
実施主体	東京都東大和市	主体属性等	自治体（人口約8万人）
事例内容	<p>東大和市は、子ども家庭支援センターの専門相談員らが地域の児童館や集会所に出向いて子育てについての悩みや問題の相談に応じる「かるがも相談室」を9月から始める。同センターは「センターだけでは相談に来にくい保護者もいるようなので、より身近な場所で気軽に相談に来てもらいたい」と話している。</p> <p>出張相談は市内6つの児童館と集会所など計11カ所が対象で、2ヶ月に1回のペースで平日に実施する。相談時間は集会所で午前10時半から正午まで、児童館は午前11時から正午まで。相談にはケースワーカーや保健師など専門の相談員2人が派遣され、1日当たり約10組から20組の相談に対応できる態勢を取る。基本的には集まった保護者がおもちゃで子どもを遊ばせながら日ごろの悩みなどを互いに打ち明け、相談員がアドバイスする形をとる。しかし、相談内容など必要に応じて個別相談にも応じている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・既存の社会資源（児童館など）を活用した子育て相談の場の拡大。		
出所	官庁速報 020827		
	時事通信社		

事例タイトル	土・日曜に実施する子育て相談		
実施主体	岡山県岡山市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>岡山市は、平日に子育て相談がしにくい保護者のために、土・日曜日に相談に応じる「サンデー子育てサロン」を開設した。利用者の多い市内5カ所の児童館で実施。緊急地域雇用対策の一環で、保健師の資格所有者や教師OBなど20人が児童館職員と協力して業務に当たる。</p> <p>サンデー子育てサロンの開設は、平日だと母親と子どもの利用が多いため、休日の父親の子育て参加を狙った。家庭児童課では「1人親家庭の保護者にも利用してもらい、子どもとの触れ合いの機会を増やしてほしい」と話している。</p> <p>サロンには「親子の遊び場」など従来の児童館の機能に、保護者同士の情報交換の場となる「子育て井戸端会議」や「子育て相談」を付け加えた。新たに雇用したサロンの職員は、井戸端会議のワンポイントアドバイザーや子育て相談に当たる。父親に的を絞った「お父さん井戸端会議」も企画。相談内容が専門性の高い場合は、医療機関や保健センターを紹介する。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・週末に子育て相談を実施。 ・子育て相談の充実と雇用対策を組み合わせ実施している事例。 		
出所	官庁速報 020612		
	時事通信社		

事例タイトル	ひろばの整備による地域における子育て支援		
実施主体	兵庫県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>兵庫県は、子育て中の親が気軽に集える「場」として、保育所や児童館など約 500 か所を活用するなどし、子育てを地域全体で支える仕組みづくりを目指す「まちの子育てひろば事業」を推進する。</p> <p>保育所や児童館が、子育て中の親の仲間づくりや情報交換を行うための場として「たまり場」を提供する際、2万 5000 円を限度に絵本や玩具などの購入費を助成する。</p> <p>当面は約 500 か所を予定。親子の触れ合い活動を支援するため、要請に応じ紙芝居の上演や紙工作などの指導を行う体験活動指導員、婦人会、老人クラブから登録された人材を派遣する。</p> <p>このほか、文化会館やコンビニエンスストアなど、親子が多く集まる場所に「子育てひろば事業」や子育てに関する情報の掲示板を設置する。</p> <p>また、同時業の普及・推進方策を協議するため、県社会福祉協議会や保育協会など関係団体で構成する「まちの子育てひろば推進協議会」を組織する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・身近な場所を活用した子育てひろばの推進		
出所	官庁速報 020529 時事通信社		

事例タイトル	情報技術を活用した育児支援		
実施主体	東北大学教育ネットワーク	主体属性等	国立大学
事例内容	<p>1999 年に 5 年先のネットワーク社会に対応した障害児や不登校児の支援がどうあるべきかを探求した東北大学教育ネットワーク「障害・不登校相談室」(通称ほっとママ)を開始した。(科学技術庁の研究費で開発された。)2002 年からは、育児支援サイト「マザーズ・オープン・カレッジ(MOC)」を開設した。</p> <p>「ほっとママ」では、自閉症やことばの遅れ、その他全部で 16 領域の情報を提供する。ネットワークを利用した情報提供(レベル 1)、コンピュータによるヴァーチャル・カウンセリング(レベル 2)、テレビ電話を利用したカウンセリング(レベル 3)、実際のカウンセリング(レベル 4)に分けられている。レベル 1 で提供される情報では、16 の専門領域における一般的な疑問に答えるための Q&A が各領域につき 30 項目用意されている。Q&A には全国の研究者が参加、テキストと、テキストと同一の内容を動画ファイルで閲覧が可能。また、レベル 1 では Q&A のほかに「障害児教育における最先端の研究情報」と「障害児を持つ母親たちの文集」のデータベースが用意されている。</p> <p>「ほっとママ」は、インターネット上で利用する事が可能であるが、東北大学教育学研究科と高速回線で結んだブースタイプの端末を 2 箇所、仙台市内の商業施設、福祉複合施設内のそれぞれに設置した。</p> <p>「ほっとママ」へのアクセスは増加している(口コミによる効果と考えられる)</p> <p>「MOC」は厚生科学研究費補助金の援助を受けた事業で、育児の「ちょっと困った」「ちょっと気になる」にまで対象を拡大したサイト。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・情報技術を活用し、育児相談へのアクセシビリティを高めている事例。 ・提供するコンテンツに最新の研究成果を積極的に取り入れる。 ・一方通行の情報提供から、双方向のやり取りまでサービスが用意されている。 		
出所	子育ての悩みはインターネットで解決 発達. 91; 50- 57. 2002.		

保育園・幼稚園等の子育て支援

事例タイトル	公立保育所での施設開放		
実施主体	目黒区立保育所（2ヶ所）	主体属性等	公立保育所
事例内容	<p>目黒区立保育所のうち2箇所、園庭開放の延長として来所者の専用スペース・遊び場として予備室を「ことりのへや」として開放している。「ことりのへや」は、母親達がリラックスできる場所を提供したいという園側からの発案で実現した。月曜から金曜の午前中にあそび場として地域に開放している所と、月に一度の「おはなしの会」を実施している所がある。</p> <p>その他、すべての公立保育所において、「電話による子育て相談」、「園庭開放」を実施。また、すべての保育所での実施ではないが、園の行事に親子で参加する「園児とあそぼう会」、公園や保育所で開く地域の親子のための会である「あそぼう会」、「育児講座」、「体験保育」、「緊急一時保育」がそれぞれ各所で実施されている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・保育所予備教室の地域への開放。		
出所	公立全園が一致協力してすすめる支援		
	現代と保育. 53; 2- 21. 2001		

子育ての相談

事例タイトル	子育てに関する電話相談事業		
実施主体	徳島県板野町	主体属性等	自治体（人口約1.5万人）
事例内容	<p>子育てや仲間づくりなどの悩みや不安をもっている人が、気軽に相談できるよう、「心のケア相談ダイヤル」を整備した。多くの機関の協力を得て、子育てだけでなく、様々なケースに対応することが可能。</p> <p>警察署（生活安全課）：非行・犯罪・被害などに関する相談。 役場（福祉保健課）：妊娠・出産・育児に関する相談。保健師、助産師が対応。 役場（住民課）：手当の支給などに関する相談。 学校関係：子育て、友達づくり、勉強、思春期の悩みなど。 主任児童委員：育児に関する相談。 町内医師会：身体の発達、その他病気などに関する相談。 青少年補導センター：青少年の健全育成に関する相談。 社会福祉協議会：暮らしの中での悩み事相談。 児童館：遊び場を子どもに提供。 窓口は24箇所、相談内容に応じて、専門病院、保健所、児童相談所、福祉事務所、自主サークル活動グループ、その他の関係機関を紹介する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・多機関による相談事業とすることで、多様な相談への対応が可能となっている。		
出所	「市町村保健活動モデル事例集（平成12年度地域保健総合推進事業）」 （平成13年6月）		
	全国市町村保健活動協議会		

事例タイトル	子ども総合センターの設置		
実施主体	北九州市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>子ども総合センターは、地域や区レベルで解決することの難しい問題に対応する全市レベルの専門・技術的支援機関であり、従来の「児童相談所」「少年相談センター」「教育センター（教育相談室）」の機能を集約した、新たな施設。主な業務は以下の通り。</p> <p>困難ケースの対応、調査、指導。（児童虐待、深刻な非行、不登校、家庭内暴力、ひきこもりなど）</p> <p>子どもの一時保護。（緊急保護、行動観察、短期入所指導）</p> <p>通所指導、カウンセリング</p> <p>24 時間電話相談（24 時間子ども相談ホットライン）、電子メールによる相談。</p> <p>児童養護施設や里親への措置。</p> <p>障害程度の認定</p> <p>環境浄化、街頭宣伝活動。</p> <p>学校巡回カウンセラー</p> <p>児童福祉司や心理判定員、少年相談員、看護師など保健・医療・福祉・教育の専門スタッフが一体となって、的確な処遇方針や援助プランの策定にあたっている。また、児童虐待の初期対応を担当する保健師を配置している。</p>		
特徴（選考ポイント）	・子育てに関する相談の総合拠点の整備		
出所	北九州方式による子育て支援の体制整備と虐待する保護者への養育訓練について。		
	地域保健. 33(11); 37- 41. 2002.		

親の自己実現支援

事例タイトル	家庭教育支援の基盤整備事業（公民館保育室）		
実施主体	東京都国分寺市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>国分寺市では、母親たちが公民館で学習する間、子どもたちの保育をするために、30 年以上前から市内の各公民館に保育室を設置している。当初は、子どもが幼いときに学びたいという参加者の要望に応えるために設置され、現在は「女性問題学習の促進と子育て支援」を目的に保育室活動を続けている。保育者の多くは、かつて自分自身が保育室に子どもを預けて学習していた地域の先輩母親たちであり、「人は人とのかわりの中で育つ」を保育目標として、ともに学習する仲間が保育室活動を支えている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・公民館での教育活動への母親の参加を促進する。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成 14 年 7 月 19 日）		
	今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	マタニティ・コンサートの実施		
実施主体	白井市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>プラネタリウムと図書館、文化会館などが複合した施設において、母親の心の健康や子育て支援の視点を加えた「マタニティ・コンサート+」を実施。各館の利用率の向上や普及、妊婦のリラクゼーションや胎教などを目的に開始された。</p> <p>内容は、プラネタリウムの投影、星の誕生のお話、CD コンサート、絵本の読み聞かせなど。保育サービスも用意されているため、子連れで参加する人もいる。</p>		
特徴（選考ポイント）	・文化施設を活用した子育て支援。		
出所	<p>プラネタリウムや図書館と一緒に「マタニティ・コンサート+」実施中！</p> <p>公衆衛生情報. 58- 59. 2002. 3</p>		

2 地域子育て力の再生

住民活動・自主活動

事例タイトル	保育所における未就園児支援事業		
実施主体	加美平保育園（東京/福生）	主体属性等	保育所
事例内容	<p>未就園児をもつ一般家庭を対象とした育児支援活動として2つのサークル活動を実施。看護師や子育て経験のある非常勤保育士が対応する。</p> <p>0歳児を除く未就園児とその母親を対象に、園庭園舎を開放。園児や職員、母親同士の交流の他、園医による講義も行なわれた。（平成8年より月2回実施）</p> <p>0歳児を対象に園舎の一部を開放。看護師も参加。「子育てに関する保健師による講演」や「絵本の読み聞かせ方講習」も行なわれた。（平成12年より月2回実施）</p>		
特徴（選考ポイント）	・サークルに参加する対象者を児の年齢をもとに設定し、サークル内での母親同士の関係が良好となっている。		
出所	保育所の地域子育て支援活動に関する調査研究報告書（平成13年）		
	日本保育協会		

事例タイトル	子育てグループ・ネットワークの拡大促進事業		
実施主体	福岡県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>福岡県では、県内の中核となる子育てグループが自ら企画・実施し、他のグループやグループに入っていない個人等に働きかけるような活動（事業）に対して助成している。こうした子育てネットワークを各地域に形成していくことにより地域での子育て支援体制の充実を図っている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・自主的な子育てグループ・ネットワークの拡大活動に対して助成を行う。行政と住民の役割分担が図られている。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成14年7月19日）		
	今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	子育て（支援）サークルの紹介		
実施主体	岐阜県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	<p>県内の市町村ごとに、子育てサークルや子育て支援サークルを紹介する子育てサークルガイド「みんなのひろば」を発行し、子育て当事者が運営する「自主サークル」、専門職などが関わりながら親子遊びを指導したり相談に応じる「支援サークル」、人形劇やカウンセリングなどのサービスを提供する「応援サークル」の3種類に分類して、サークルの活動内容や会費、子どもの年齢層などの情報を提供している。</p>		
特徴（選考ポイント）	・子育てに関連する各種のサークルを県教育委員会が把握し、住民に対してわかりやすく情報提供している。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成14年7月19日）		
	今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	県内子育てサークルの自主的なネットワーキング		
実施主体	住民(ママネットやまなし)	主体属性等	自主グループ
事例内容	平成3年に設立された子育て支援センター「ちびっこはうす」をきっかけとして次々と子育てサークルができ、それらをネットワーク化しようと、平成7年4月に発足。現在35サークル、約500組が加入している。フリーマーケットやママネットまつりなどの開催、機関紙や子育て情報紙を毎月発行するなど山梨県全域に活動している。また、「ママネットやまなし」のホームページを設置し、サークル入会希望者からの問い合わせなどにも応じている。		
特徴(選考ポイント)	・県内の子育てサークルを自主的にネットワーク化した取り組み。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！(報告)(平成14年7月19日) 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	子育てサポーター養成講座の開催		
実施主体	岩手県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	平成12年度から子育てに関する基礎的知識、児童虐待・育児ノイローゼ・不登校・いじめ等への対応の在り方、相談活動の在り方、主体的な学習グループの育成の4テーマに重点を置き、子育てサポーターとしての資質の向上が十分図られるように実施。年間80時間(3日間×5回)の研修期間により、養成されたサポーターは、各市町村において、子育て支援事業の中心になって活躍したり、子育てサークルの中心的リーダーとなって活動している。		
特徴(選考ポイント)	・子育てに関する地域のリーダーの育成。人的な社会資源の有効活用、住民と行政の役割分担。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！(報告)(平成14年7月19日) 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

地域住民との協働(住民や子育てサークルを含めた地域の子育てネットワークの形成)

事例タイトル	子育てネットワーク形成の支援		
実施主体	住民 (萩原町幼児教育研究会)	主体属性等	自主グループ
事例内容	平成12年7月に乳幼児教育関係の学識経験者や子育て中の親、子育て支援者、保育士などのネットワーク化と行政関係者との連携を強化することを目指して発足。教育委員会内に事務局を置いている。子育て支援行政部会、保育士部会、子育てサポーター部会、乳幼児ママ部会、小中家庭教育部会、子育て支援サークルの6つの部会ごとにネットワーク化を図り、子育て広場や親子体操、「萩原町子育て支援マップ」の作成など連携した子育て支援に取り組んでいる。		
特徴(選考ポイント)	・当事者も含めた行政、専門家のネットワークを形成。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！(報告)(平成14年7月19日) 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	子育てネットワークの運営		
実施主体	住民 (貝塚子育てネットワークの会)	主体属性等	自主グループ
事例内容	<p>昭和 63 年に公民館主導のもと市内の子育てサークルや自主グループが交流を図りネットワークを発足。乳幼児部会・幼稚園部会・小学生部会・中高生部会と 4 つの部会に分かれ、それぞれに学習会や座談会、レクリエーションなどの活動を行っている。親の年齢層が 20 代から 50 代までと幅広く、縦のつながりがあり、そのことが子育てに見通しが持て、より安心して子育てできることにつながっている。</p> <p>父親の子育て参加も、運動会やもちつき大会などの活動を通し、父親の出番を増やしている。また、子どもの遊びの未熟さや遊び場不足の問題から、市内にプレイパークを開設し、中高生が活躍できる場としてプレイリーダー育成にも取り組んでいる。</p>		
特徴(選考ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児から中高生までカヴァーする子育てネットワーク。 ・父親の子育て参加を推進するための具体的な取り組みもなされている。 		
出所	<p>「社会の宝」として子どもを育てよう！(報告)(平成 14 年 7 月 19 日)</p> <p>今後の家庭教育支援の充実についての懇談会</p>		

3 意識啓発

児童の権利に関する意識啓発

事例タイトル	子どもの人権オンブズパーソン制度		
実施主体	兵庫県川西市	主体属性等	自治体（人口約 15.6 万人）
事例内容	<p>川西市のオンブズ制度は「子どもの人権オンブズパーソン条例」に基づいて設置されている。パーソンは地方自治法第 138 条に基づく市長の付属機関として設置され、任期は 2 年（最長 3 期まで）。パーソンは市長から「子どもの人権問題に関し高い識見を有する者」が 3～5 名任命され、「子どもの人権救済」「子どもの人権の擁護及び侵害防止」「子どもの人権擁護のため必要な制度の改善等の提言」の職務を所掌し、子どもの人権案件の解決にあたる。パーソンは「子どもの利益の擁護者及び代弁者」「公的良心の喚起者」として、市内の子どもの人権に係る事項についての相談・調査を行うとともに、その職務の遂行にあたっては関係する市の機関との連携を図るよう努めることとされる。</p> <p>パーソンの具体的な活動として、条例に基づく子どもおよび大人からの「相談」、市内の子どもおよび大人からの「擁護及び救済の申立て」を受け、所定の審査を経て「調査」を実施することがある。また相談対応の延長として、相談者と相談内容に関連する市の機関との連携による問題解決を目指す「調整」活動や、パーソンが独自に入手した情報に基づいて調査を実施すること（自己発意調査）もある。調査実施や中止・打ち切りの場合は、申立人および関係する市の機関に必ず通知されるとともに、調査結果に基づく勧告・意見表明などの概要は申立人に必ず通知される。</p> <p>一方、パーソンは関係者からの聞き取りや市の機関の保有する関係書類の閲覧等、調査の結果に基づき、子どもの人権の擁護および救済の必要があると認めるときは、条例に基づき関係する市の機関に「勧告」もしくは「是正などの申入れ書の提出」を行うことができる。</p> <p>パーソンの広報・啓発を目的に、パーソンと市民との語る会の開催、子供向け電話番号カードやリーフレットの配布、市職員への子どもの人権研修などが実施されている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・オンブズパーソンを条例によって設置。 ・オンブズパーソンに調査や勧告、意見表明などの具体的な権限を持たせる。 		
出所	兵庫県川西市・子どもの人権オンブズパーソン制度について 社会福祉研究. 82; 100- 105.		

男女共同参画

事例タイトル	父親の家庭教育参加促進事業		
実施主体	群馬県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	<p>平成 9 年から、父親の家庭教育への理解と参加を促進するため、県内の各地域に設置（平成 14 年度は 35 団体）。各クラブでは、親子デイキャンプやスポーツ大会など父親と子どものふれ合いを深められるような体験・交流活動や父親の子育てに関する学習会等を開催するとともに、「お父さんの子育てウィーク」に父親クラブの活動成果の展示や事例発表を行っている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・父親の育児への積極的な参加を全県的に促進する取り組み。 ・父親の意識にも働きかけている。 		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成 14 年 7 月 19 日） 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	パパママ教室の開催		
実施主体	中津川市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>既存の妊婦教室とは別に「パパママ教室」を実施。「赤ちゃんに触れ合う機会の少ない夫婦に、赤ちゃんの成長発達を学ぶ機会を設けることで、赤ちゃんがイメージでき、子育てについて考えられる」ことを教室の目的とした。教室の内容は以下の通り。</p> <p>「子育て」についての意見交換。(妊娠前後の生活の変化、自分の考える育児、父親・母親の役割)</p> <p>ビデオを観て、「父親」「母親」としての役割を知る。</p> <p>赤ちゃんについてのイメージを出し合う。</p> <p>生後一ヶ月児、三ヶ月児、六ヶ月児の発達(運動、人とのかかわりなど)についてのビデオ上映。</p> <p>出産、産後のうつ(身体・精神面での母体の状況)について。</p> <p>タバコ・アルコール(胎児への影響)について。</p>		
特徴(選考ポイント)	・妊娠中から両親を健康教育の対象者とする事で、夫婦の子育てに対する意識を高めようとしている。		
出所	子育てを語り合う「パパママ教室」開催 公衆衛生情報. 58- 59. 2002.10		

事例タイトル	父親の家庭教育参加促進事業		
実施主体	静岡県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	<p>静岡県教育委員会では、不足していると言われる父性にもとづく家庭教育のあり方を中心に、父親の子育てを応援することを主な狙いとして「お父さんの子育て手帳」を作成した。</p> <p>作成にあたっては、家庭教育に関する学識経験者、学校、PTA 関係者、企業や NPO 法人の代表者などからなる「手帳編集委員会」を設置し、内容や活用法の審議を行った。</p> <p>手帳は乳幼児版、小学生版、中学生・高校生版の三冊があり、それぞれ子どものありのままの姿を見つめるための理解編、子育ての実践に役立つ実践編、家庭教育に関する基礎知識編の三編から構成されている。</p> <p>平成 13 年度は、県内の 0 歳から高校生までの子どもを持つすべての保護者にこの手帳を配布した。</p>		
特徴(選考ポイント)	・高校生の保護者までカバーする父親手帳を作成し、父親の子育てに対する意識に働きかけている取り組み。		
出所	父親の家庭教育参加促進を目指して「お父さんの子育て手帳」の作成・配布 公衆衛生情報. 59- 60. 2002. 4		

事例タイトル	男女共同参画推進週間の実施		
実施主体	宇都宮市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>「うつつのみや男女共同参画推進週間」では、男女共同参画の意義や理解促進と周知のため、宇都宮市が主唱し、市民、団体などに意識啓発事業への参加を呼びかけ、市民の意識啓発に集中的に取り組む。平成 11 年から取り組んでいる。中学生を対象として募集した標語・作文の表彰式および作品展示や啓発テレビ番組の放送、市民団体との共催による男女共同参画社会づくりシンポジウムを開催した。</p>		
特徴(選考ポイント)	・全市を挙げて、各世代を対象として男女共同参画啓発に取り組む。		
出所	女性政策行政と男女共同参画社会づくり 思春期学. 18(2); 165- 170. 2000.		

4 先進保育サービス

事例タイトル	保育所の子育て支援センター化		
実施主体	香川県善通寺市	主体属性等	自治体（人口約 3.5 万人）
事例内容	<p>善通寺市は、市立保育所 1 か所を病後児保育、休日保育など多様な保育サービスや育児相談に応じる子育て支援センター「子育てプラザ 21」として移築し、2001 年度から民間委託している。</p> <p>通常の保育機能、相談業務など子育て支援機能を備えた本館と、病後児保育機能がある別館からなる。今後は、保護者のニーズをふまえ、24 時間保育も実施したいとしている。</p> <p>民間事業者の選定では、インターネットなどで法人を募集し、一般子育て家庭などからなる法人選定委員会が応募 5 法人（県外を含む）へのヒアリング、施設見学などで絞り込み、市が最終的に選定した。</p>		
特徴（選考ポイント）	・ 保育所を拠点とした病後児保育を含む子育て支援センター化		
出所	官庁速報 010426 時事通信社		

事例タイトル	保育所が設置する地域子育てセンターの実践		
実施主体	路交館地域子育てセンター	主体属性等	社会福祉法人
事例内容	<p>1984 年、保育所を一つの社会的資源として地域に還元し、積み上げてきた子育ての経験を生かして、地域の母親が育児の悩みを互いに語り合える場をつくる目的で、地域子育てセンターを開設した。</p> <p>保育所との密接な連携により、センターで受け付ける様々な相談に、保育所の機能を利用して速やかに対応する事ができている。</p> <p>子育て相談：休日・深夜も含め随時実施。面接相談、電話相談、メール相談、健康・発育相談。相談件数年間約 500 件。</p> <p>子育て広場あすなろ：月 2 回実施。園庭の開放と隣接する公園での親子遊びを提供。子育て支援スタッフと子育てセンターの職員が、季節の遊びを紹介したりする。立ち話の中で子育て相談も可能。</p> <p>子育て教室くまのこ：毎日実施。10～15 人くらいの少集団で、指導員とともに子どもの仲間関係を育む。</p> <p>共同子育てサークルぷくぷく：週一回実施。学童保育室の午前中を使って、親子で遊ぶ、自主的なサークル。集まった親同士で子育ての悩みを話し合う。毎回 10～15 組が参加。</p> <p>ふれあい広場：随時実施。プール開放、人形劇、移動動物園、運動会など園児だけではなく、地域の親子や高齢者に園の行事を公開し、共に楽しむ。</p> <p>子育て講座：年 8 回程度開催。大阪市家庭教育学級の補助を受けて実施。</p> <p>情報提供活動：「ちこせ」通信の発行、インターネット上で子育て情報を提供するとともに、利用者の意見交換の場を提供。</p> <p>一時保育：月曜～金曜、8:00～19:00 夜間一時保育：月曜～土曜、14:00～26:00 一時的宿泊保育（厚生労働省調査事業）：女性の深夜労働規制撤廃に伴い、深夜宿泊を必要とする家庭の育児形態の変化を調査することを目的として試行的に実施。 休日保育：大阪市委託事業</p>		
特徴（選考ポイント）	・ 保育所が積極的に地域子育て支援を実施。		
出所	求められる育児支援 路交館地域子育てセンターの実践から 世界の児童と母性. 42- 45.		

事例タイトル	無認可保育施設への市独自の認証基準の導入		
実施主体	静岡県浜松市	主体属性等	自治体（人口約 59 万人）
事例内容	<p>2002 年度から、児童福祉法による設置認可を受けていない無認可保育所に市独自の認証基準を与える制度を開始。認証を受けた施設には、基準に応じて運営費の一部を補助する。</p> <p>浜松市は外国人労働者などを中心に共働き世帯が多く、保育施設が慢性的に不足している。市内にはベビーホテルなど混在しており、市は無認可の保育施設の現状把握と保育環境改善などを目的に制度導入を決めた。</p> <p>認証基準は 1 類と 2 類に大別。1 類は児童定員 20 人以上、保育士有資格者が全職員の約 3 分の 2、調理室を整備し、ほふく室なども認可施設に近い水準と規定。2 類は定員 6 人以上で、有資格者は約 3 分の 1 など、1 類よりもやや劣るレベル。</p> <p>市は無認可施設の実態を調査した上で、認証基準に適合するかどうかを判断。基準を満たしている施設には、基準と保育児童の年齢に応じた補助金を支給する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・市独自の認証基準の導入による、無認可保育施設の質の確保と支援		
出所	官庁速報 020410 時事通信社		

事例タイトル	幼稚園に保育支援員を配置		
実施主体	岡山市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>岡山市教育委員会は、市立幼稚園のクラス担任の仕事を補助する保育支援員を、3 歳児保育を行っている幼稚園とその他幼稚園の計 20 園に各 1 人配置した。</p> <p>支援員は、免許を必要とせず、主婦や大学新卒者など様々。おむつ処理や園児が遊んでいる時の監視役など保育支援業務にあたる。勤務時間は、基本的には午前 8 時半～午後 3 時半の 7 時間。</p> <p>配置対象の幼稚園は、3 歳児保育を行っているすべての幼稚園と、4、5 歳児保育の幼稚園のうち「3 クラス以下」などの条件を満たす幼稚園。クラス担任が少ないほど緊急時の対応に人手が足りなくなるため、小規模な幼稚園を対象を絞った。</p>		
特徴（選考ポイント）	・幼稚園への保育支援要員の配置		
出所	官庁速報 020430 時事通信社		

. 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

健康相談・健康教育事業

事例タイトル	育児不安解消・親同士の交流支援を目的とした母子保健事業		
実施主体	愛知県西尾市	主体属性等	自治体（人口約 10 万人）
事例内容	<p>平成 12 年度に設置された子育て支援センターとの役割分担の観点から、保健センターの役割を妊娠期から乳児期の子育て支援に重点化し、母子保健事業として「育児サロン」、「赤ちゃんひろば」を新規に実施した。</p> <p>「育児サロン」は、産後早期の育児不安の解消と仲間づくりを目的とした、産後の育児相談と母親同士の交流の場を設ける事業である。対象は 0～6 ヶ月児とその親で、スタッフは助産婦、保健婦、看護婦、身体計測や哺乳相談・育児相談を主体とし、母親同士の交流が図られるような運営を行っている。気楽に着てもらふことを第一に考え、予約不要、時間内であれば出入りは自由というスタイルをとっている。</p> <p>「赤ちゃんひろば」は、育児サロンよりも対象層が広く乳児とその親を対象とし、また活動の場として公民館も活用するが、事業内容は育児サロンと同様に実技指導や体験学習が主体であり、赤ちゃんとの遊び、母親同士の交流、育児相談、身体計測などを行っている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・産後早期の支援の主たる担い手として保健センターを捉え、育児不安の解消、仲間づくりに向けた支援を実施している。 ・利用者が気軽に利用できる仕組みを工夫している 		
出所	<p>「市町村保健活動モデル事例集（平成 12 年度地域保健総合推進事業）」（平成 13 年 6 月）</p> <p>全国市町村保健活動協議会</p>		

事例タイトル	育児相談専用の直通電話事業		
実施主体	長野県上田市	主体属性等	自治体（人口約 12 万人）
事例内容	<p>平成 9 年より育児相談専用の直通電話を開設。市広報、ポスター及び新生児訪問時などに PR した。</p> <p>364 人（平成 11 年度実績）の相談内容は、発熱、発疹、下痢、便秘などの病気に関するものが最も多く、次に授乳方法、離乳食の進め方などとなっている。</p> <p>相談への対応は主に保健師が行うが、内容によっては助産師に引き継ぐ。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児相談専用の電話回線とすることで、ケースに対して十分に時間を割くことができている。 		
出所	<p>「市町村保健活動モデル事例集（平成 12 年度地域保健総合推進事業）」（平成 13 年 6 月）</p> <p>全国市町村保健活動協議会</p>		

事例タイトル	小学生を対象とした食育・食に関する体験活動		
実施主体	愛知県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	<p>愛知県教育委員会は、小学生に「食」に対する関心を持ってもらうため、県内 28 小学校を実践校に指定し、食品の生産現場の見学や、生産者との交流などの体験活動を行う「楽しい子ども食育推進事業」を 2001 年度に実施する方針を決めた。食事を 1 人で取る「孤食」や、子どもの生活習慣病などが増加する中、小学生に自らの食生活を見直してもらうのが狙い。同事業を「総合的な学習の時間」に活用してもらうことも視野に入れている。同年度当初予算案に係経費約 890 万円を計上する。</p> <p>具体的には、校区内の農家など生産現場に出向いて農作業を体験したり、生産者を給食に招き、小学生が自ら育てた生産物を一緒に食べて交流したりするなどの体験活動を想定しており、事業内容は各校に一任する。また、実践校を所管する 28 市町村の給食担当職員や県農林水産部職員、PTA など同事業の連絡会議をつくり、関係機関の連絡調整や事業成果のまとめなどを行う。さらに 28 校それぞれに市町村教委、校長、農協、PTA、医師会など関係機関でつくる運営会議を設け、地域に合った授業の進め方を検討してもらう。</p>		
特徴（選考ポイント）	・総合的な学習の時間を活用して食育、食に関する体験活動を実施する取り組み。運営会議を設けることで、学校にあわせて事業を実施する。		
出所	官庁速報 010131		
	時事通信社		

次世代の親の育成

事例タイトル	中学生を対象とした乳幼児体験事業		
実施主体	広島県湯来町	主体属性等	自治体（人口約0.8万人）
事例内容	<p>乳幼児にふれあう機会、子育ての楽しみや苦勞を知る機会をつくることを目的に、地域の中学生が乳幼児健診や育児学級に参加する思春期体験事業「ちっちゃい命体験ゼミ」を実施。</p> <p>乳幼児健診の体験では、生後4ヶ月から1歳までの乳児とその両親に中学3年生の女子生徒1名がついて1組となり、乳児検診の受付・身体測定・問診・診察・歯科診療・フッ素塗布・栄養指導を受けてもらった。問診と栄養指導では中学生が乳児を抱くようにした。</p> <p>また、1歳未満から保育園に入る前までの児とその母親を対象に開催している子育て学級にも乳幼児健診を体験した女子生徒が参加した。</p> <p>中学生が乳児検診・育児相談に参加することで、異なる世代間の交流の場をもつことができた。また、広報等を用いPRしたことで、住民の思春期保健事業に対する意識の高揚を図ることができた。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・単に乳幼児に触れ合う事のみを目的とするのではなく、育児に伴う楽しみと苦勞を共に体験することを目的としている。健診に付き添うだけではなく、育児学級にも参加させている。</p>		
出所	<p>「市町村保健活動モデル事例集（平成12年度地域保健総合推進事業）」（平成13年6月）</p> <p>全国市町村保健活動協議会</p>		

事例タイトル	十代の母親に対する行政の支援		
実施主体	東京都北区保健所	主体属性等	特別区型保健所
事例内容	<p>「ヤンママ・クラブ」（1994～1995年）：地区担当保健師として、母子手帳申請時から把握していた十代の母親に対してフォローを実施。離乳食など育児に関する事のほか、母親自身の様々な問題について相談を受けた。参加者の自立に伴いこの取り組みは終了となった。</p> <p>「ティーンズママ集まれ」「リトル・ギャング」（1999年～継続中）：妊娠届、出産病院からの連絡等から把握していた十代の母親に対して、保健師による訪問を実施していた。地域での仲間づくりを後押しするため、既存の育児相談への参加を呼びかけたが、「話題があわない」など理由から避けられた。そこで、十代で母親になった仲間同士の交流の場として「ティーンズママの会」を企画した。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・十代の母親ならではの問題に対応。</p>		
出所	<p>10代ママの育児グループ支援の取り組み</p> <p>日本思春期学会20周年記念誌. 130-135.</p>		

事例タイトル	中高生ボランティアの乳幼児ふれあい事業		
実施主体	岡山県御津郡建部町	主体属性等	自治体（人口約0.7万人）
事例内容	<p>岡山県御津郡建部町は、進路の参考にしてもらうため、中高生のボランティアを募り、保育園などに派遣する「思春期ふれあいボランティア」事業を実施している。子育て中の母親の手伝いなどをしてもらうもので、保健福祉課は、「小さな子どもとのふれあいを通じて、思いやりの心をはぐくんでほしい。福祉関係の仕事我希望する生徒の参考になれば」と話している。</p> <p>ボランティアが参加するのは、（１）生後１年半までの赤ちゃんと接する育児学級、（２）２歳半から３歳ぐらいまでの幼児と接する幼児クラブ、（３）保育園 - の３コース。実質的には夏休み期間の１日を選んで参加してもらう。育児学級でおむつ替えなど母親の手伝いをしたり、保育園では園児と一緒にプールで遊んだりする。すべてのコースで重複して参加できる。</p> <p>参加を希望する生徒の多くが、看護師や学校関係など福祉、教育分野に就職を希望しているという。</p>		
特徴（選考ポイント）	・中高生と乳幼児のふれあいと中高生の進路選択を組み合わせている取り組み。		
出所	官庁速報 030131 時事通信社		

事例タイトル	高校生を対象とした児童虐待啓発		
実施主体	埼玉県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>埼玉県は、児童虐待の件数が増えていることを受け、2003年度から児童相談所や保健所の職員を高校に講師として派遣し、虐待を未然に防ぐための啓発事業を行うことを決めた。授業は「親となるための教え講座」というタイトルで、子育ての重要さや命の大切さなどを教える予定。</p> <p>講座の対象は高校2、3年の男女生徒で、希望する学校に講師を派遣。県が製作した児童虐待防止パンフレットやビデオなどを教材として、ホームルームなどで1時間程度の授業を行う。</p> <p>県では児童虐待の相談件数が増えつづけており、昨年度は1500件を超えた。中には、育児放棄により子どもが栄養失調で死亡する事件など悲惨なケースもあるほか、若い親による虐待も起こっている。</p> <p>県こども家庭課は「高校生のころから、親になることの喜びと責任の重さを教え、虐待の予防につなげたい」としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・児童虐待予防のため、高校生を対象とした啓発を行う取り組み。		
出所	官庁速報 021125 時事通信社		

思春期保健対策

事例タイトル	思春期保健対策事業		
実施主体	岡山県岡山市	主体属性等	自治体（人口約 62 万人）
事例内容	<p>電話思春期保健相談：思春期の子どもとその保護者を対象に、週 2 回、小児科医と保健師が相談を受けつけている。思春期特有の悩みに対して健康相談を行うことで、健全な母性・父性の育成を図ることが目的。</p> <p>性感染症予防出前講座：市内の中学生・高校生を対象に、性感染症を含む性教育を実施。講座を希望する学校に対し、年 1 回講師を派遣。講師は産婦人科医、助産師、学校教諭、カウンセラーなど。</p> <p>学校関係者に対する研修会：市内の全小学・中学・高等学校の学校長、保健体育科教諭、養護教諭、その他一般教職員を対象に研修会を実施。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期児童、保護者、教育関係者それぞれを対象として思春期保健対策事業を実施。 ・ 保健行政と学校との連携。 		
出所	<p>「市町村保健活動モデル事例集（平成 12 年度地域保健総合推進事業）」（平成 13 年 6 月）</p> <p>全国市町村保健活動協議会</p>		

事例タイトル	思春期電話相談・思春期出前講座の実施		
実施主体	あいち思春期保健研究会	主体属性等	自主グループ
事例内容	<p>あいち思春期保健研究会は、勤務および開業助産婦、保健婦、看護系学生など 20 名（ほかに、賛助会員 10 名程度）（平成 14 年 1 月現在）から構成、そのうち相談員は 7 名。日常業務の合間にボランティアとして事業を実施。</p> <p>思春期電話相談：毎週土曜日の 13 時 30 分から 16 時 30 分まで相談を受け付ける。8 割以上が男子からの相談。相談件数は月平均 20 件程度。（平成 11 年まで医師会が実施していた思春期電話相談を、相談員であった助産婦有志が継続。愛知県助産婦会の回線を借りた。）</p> <p>思春期出前講座：平成 13 年度には、中学生向け 5 校、高校生向け 3 校、養育者向け 2 校を実施。講義（妊娠、避妊、STD、思春期の悩み、性の自立、親の心得などを主催者側の求めに応じて開講）とロールプレイ（主催者側の求めに応じてその都度シナリオを作成）を組み合わせ実施する。</p> <p>出前講座については広報活動を行っていないので、会員の個人的なつながり、助産婦会の紹介により依頼が来る。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 思春期電話相談、出前講座を助産婦会の有志がボランティアとして実施。 		
出所	<p>あいち思春期保健研究会活動報告</p> <p>思春期学. 20(2); 289- 290. 2002.</p>		

事例タイトル	保健所と学校保健の連携による思春期保健対策		
実施主体	豊田市保健所	主体属性等	政令市型保健所
事例内容	<p>保健所における検査で、クラミジア抗体の陽性率が低年齢ほど高く、検査前のカウンセリングにおいては、適切なアドバイスができる大人が身近にいない現実が認められ、待っているだけの対策からの脱却が目指された。また、豊田市は特定感染症予防指針における個別施策層を若者とし、地域でのエイズ予防啓発事業と学校における啓発事業が有機的に連携できる事業展開が目指された。</p> <p>そこで、HIVをはじめとするSTDについての正しい知識をもつことにより、感染を予防しようとする意識や行動選択の能力を高める。HIV感染者及び患者との共生について考えを深めることにより、差別や偏見をなくす。性に対して健康的で前向きな考えをもち、自他の生命を尊重した責任ある意思決定や性行動の選択ができるようになる、を目的とする事業の展開を目指した。</p> <p>中学校に対しては豊田市教育委員会を通して「エイズ教育協力校」を募集、高校に対しては直接協力を呼びかけた。校長の理解を得た後、中心となる人物（養護教諭や保健主事など）の強い理解と意識付けを得るよう、「保健所との協働によって得られる効果など」を意識したプレゼンテーションを行った。</p> <p>実際の事業として、生徒自身が主体的に参加し、体験できる事業を実施したが、その際、保健所はあくまでパートナーであり、決してリードしないという姿勢で取り組んだ。なお、事業実施前後でアンケートを実施し、事業効果を測定している。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の問題意識をもとに学校保健にアプローチ、連携して事業を実施。 ・保健所ができる事を積極的に学校側に示し、着実に理解を得た。保健所はあくまでパートナーとして行動した。 		
出所	学校保健と地域保健の連携による思春期教育の取り組み 思春期学. 20(3); 322- 331. 2002.		

事例タイトル	県「思春期保健対策専門部会」の設置		
実施主体	栃木県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>思春期保健対策について、母子保健対策の重点事項に位置付け、思春期教育や健康相談などを効果的に実施できるよう、保健・医療・教育・福祉などの関係機関が相互に学習の場を提供したり、定期的に情報や意見交換を実施する思春期対策のネットワークづくりが必要である。そこで、平成13年6月に「栃木県母子保健運営協議会」の下部組織として、地域保健、学校教育、地域医療などの関係者を構成員とする「思春期保健対策専門部会」(17人)を設置した。</p> <p>専門部会では、思春期保健対策や関係機関それぞれの役割分担と連携のあり方について検討している。</p> <p>今後、関係機関相互の連携、ピアカウンセリングの全県的实施、相談体制の整備（既存の様々な窓口を整理した上で改めてPR・啓発する）等に取り組む予定。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健、学校保健、地域医療の思春期保健対策ネットワークの構築 		
出所	地域保健から発信した「思春期保健対策専門部会」の設置の取り組み 思春期学. 20(3); 341- 345. 2002.		

・児童の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭教育事業

事例タイトル	子育て支援の一環として絵本を贈呈		
実施主体	白井市	主体属性等	自治体（人口約5万人）
事例内容	<p>白井市は、子育て支援策の一環として、4ヶ月育児相談時に図書館職員がアドバイスを添えて、絵本を贈る運動「ブックスタート」を10月から始めた。本を通じて親子の触れ合いを深めてもらうのが狙い。</p> <p>市立図書館によると、「ブックスタート」は1992年に英国のパーミンガムで始まった。市保健福祉センターで毎月2回開かれる4ヶ月育児相談の際、図書館職員が同センターに出向き、乳児への読み聞かせと保護者への説明を行い、絵本などを贈呈する。</p> <p>2002年度は、絵本2冊とアドバイス集、布製バック、図書館利用案内などをセットにして配る。250セットを用意した。市立図書館は、「第2子、第3子で絵本の中身を変えたり、希望を聞いて本を選んでもらったりと、財政事情を踏まえてより良い方法を今後検討していきたい」としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村保健センターと市立図書館の連携。 ・公立図書館による育児支援。 		
出所	021112 時事通信社		

事例タイトル	出前家庭教育相談の実施		
実施主体	石川県石川郡野々市町	主体属性等	自治体（人口約4.2万人）
事例内容	<p>石川県石川郡野々市町は、2001年度、町内すべての小・中学校で年1回程度、保護者を対象に「家庭教育出前相談」を行う。非行や家庭内のトラブル、学校に対するクレームなど教師や学校に直接言いにくい相談を聞き、保護者と学校の間で立って問題解決を図る。</p> <p>相談を担当するのは、町少年育成センターの専任指導員。授業参観時などを利用して各校に出向き、参観に訪れた保護者らの相談を受付ける。保護者には事前に授業参観の案内などで出前相談の開設を通知する。</p> <p>生涯学習課では、なるべく相談しやすい環境にするため、相談員と家庭教育に関する講習会を受講した民間ボランティアがペアになって相談を行うことを考えている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・授業参観の機会を活用して出前相談を実施。 		
出所	官庁速報 010402 時事通信社		

事例タイトル	家庭教育推進支援事業		
実施主体	兵庫県伊丹市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>平成12年度から教員や校長の代表、子育てネットワークの代表など市内にある33団体の代表者で組織。</p> <p>時には、市民啓発部会、実践・交流部会、家庭教育学級部会に分かれてフォーラムの開催や「家庭の日」の啓発広報、井戸端会議などの活動を企画・実施。</p>		
特徴（選考ポイント）	・多組織による連携。子育てネットワークの代表者も参加している。		
出所	<p>「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成14年7月19日）</p> <p>今後の家庭教育支援の充実についての懇談会</p>		

事例タイトル	家庭の教育力向上促進事業		
実施主体	京都市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>京都市では、平成9年にベテラン校長を配置して「地域教育専門主事室」を開設し、「開かれた学校づくりチーム」、「学級崩壊未然防止サポートチーム」等を編成、学校等に出向いていって様々な支援を行っている。</p> <p>平成13年7月には「家庭の教育力向上サポートチーム」を設置し、学校の保護者会や学習会などに参加してほしい人が参加できないことへの手だてとして退職校長等による家庭教育アドバイザーやカウンセリングの研修を受けたサポーターなどが、戸口出前教育相談としての子育て語り合いサロンをモデル的に実施。市民ボランティアによる子育て何でも相談やPTA、地域女性会による電話相談も実施。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・ベテラン校長や研修を受けた地域住民（サポーター等）などの人的な社会資源を家庭の教育力向上に活用し、支援チームを形成して活動。 ・これまで手が届きにくかった親などへのアプローチも出前形式で実施している。 		
出所	<p>「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成14年7月19日）</p> <p>今後の家庭教育支援の充実についての懇談会</p>		

事例タイトル	家庭教育アドバイザー、子育て支援サポーターの配置		
実施主体	静岡県志太郡岡部町	主体属性等	自治体（人口約 1.3 万人）
事例内容	<p>静岡県志太郡岡部町は、未就学児から中学生程度までの子育ての悩みや不安に対応するため、町内の教育・保健福祉関係者らで構成する「子育て支援ネットワーク協議会」を組織し、相談相手となる「家庭教育アドバイザー」と「子育て支援サポーター」による支援制度を始めた。</p> <p>町はこれまで、未就学児の家庭を対象にした「地域子育て支援センター」で子育て相談に応じてきたが、中学生程度までの子供を持つ親の相談窓口がなかった。このため、文部科学省の「家庭教育支援総合推進事業」を活用して同協議会を設置、教育相談体制の充実を図ることにした。</p> <p>家庭教育アドバイザーは、町外の臨床心理士 1 人に委嘱。小中学生の子育てなどで深刻な悩みを持つ親や子供たちに対し、専門家の立場からカウンセリングを行う。子育て支援サポーターは、子育て経験豊富なベテラン主婦 2 人に委嘱。乳幼児から中学生程度までの子育てについて、地域で気軽に相談に応じてもらう。任期はともに 2 年間。</p> <p>町教委は「子育て支援は業栄の垣根を越えた体制で臨むことが大切。将来は子育て支援サポーターの育成にも取り組みたい」としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・中学生までの保護者を対象とした相談窓口の開設。		
出所	021112 時事通信社		

学校教育と地域の連携モデル

事例タイトル	保護者の自主運営による体験学習		
実施主体	区立平塚幼稚園 （東京/品川）	主体属性等	公立幼稚園
事例内容	<p>子どもとともに楽しむ活動に保護者、特に父親は、自分の役割があったり、やることははっきりしていると参加しやすい。そこで、デイキャンプやプレイデー、もちつきなどの父親の力を発揮できる活動を週末などの父親が出やすいときに実施している。</p> <p>完全学校週 5 日制になり、それまで土曜日に幼稚園主催で進めていたこれらの活動を平成 13 年度より保護者の自主的な企画・運営にした。幼稚園は、場の提供やノウハウを提供して支援している。子どもとともに保護者が自分たちで企画・運営していく充実感を味わい、仲間ができていくと、体験学習終了後も継続した取り組みが地域に広がっている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・保護者（特に父親）の自主的な企画・活動に対し、幼稚園が支援をしている。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成 14 年 7 月 19 日） 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

事例タイトル	公立小学校の空き教室の地域への開放と学校教育と地域の連携		
実施主体	貝塚市立北小学校	主体属性等	公立小学校
事例内容	<p>1999年、北小学校の余裕教室を利用し、地域で活動している団体、公民館のサークルや学校で活動しているPTAなどの団体を中心となって地域に開放したコミュニティ「北小ふれあいルーム」が開設された。</p> <p>「北小ふれあいルーム運営委員会」が組織され、自主運営、自主活動、自主創造をモットーに自主活動を行っている。「ふれあいルーム」は参加団体の自主活動の場としてスタートしたが、周囲の要望に応じていくにつれ、学校と地域が「ふれあう場」として、双方にメリットのある活動拠点として、自らが楽しみながら無理なく広がっていった。</p> <p>2年目、学校や地域の行事に加え、学校での総合学習の授業、学校クラブといった日常の学校活動にもメンバーが参画していった。また、PTAの支援活動として、授業参観時の子どもの保育を行うようになった。さらに、「ふれあいルーム」の活動は、北小学区だけではなく、幼稚園や他の学校へと広がっていき、学校との連携は学校のなかだけではなく、地域を活かした(古い民家を使った)学校外授業も行われるようになった。</p> <p>「北小ふれあいルーム」は学校のなかに地域の人が活動することによって、学校教育と社会教育・生涯教育との融合「学社融合」が図られ、それが双方にメリットのある新しい教育展開を生むという実践例であると考えられる。</p>		
特徴(選考ポイント)	・空き教室の地域への開放が、学校教育と社会教育の連携へと発展した事例。		
出所	地域も元気、学校も元気、子どもを育てよう！ 世界の児童と母性. 50- 53.		

事例タイトル	地域住民と小学校児童の交流		
実施主体	小平市立小平第六小学校	主体属性等	公立小学校
事例内容	<p>毎週月曜日、二時間目と三時間目の間の休み時間に、小学生と地域住民が学校内の和室で交流する「ふれあいマンデー」が行われている。</p> <p>子ども達は、担任の先生や親とは違ったかかわりを求めたり、楽しんだりしている。住民側は、長年の人生経験や子育てをしてきた豊かな経験から、子どもごとに必要な対応を感じ取り、忍耐強く相手をする。遊びにかかわりながら、同時に人間教育という役割も果たしているようにみえる。平成10年に始めた頃の住民参加は3、4名であったが、今では毎回14、15名を超える参加がある。</p> <p>大人がいることで、指導的、管理的になって遊びを拘束するのではなく、他の人に対する思いやりや遊びの中に節度をもたらすなどが、自然な姿で行われていることに大きな意義がある。</p>		
特徴(選考ポイント)	・地域住民による教育的な側面を含んだ小学生との交流。場を学校が提供。休み時間を利用する事で、気軽に小学生が利用している。		
出所	ぬくもりのある生活文化の創造 世界の児童と母性. 14- 17.		

事例タイトル	学校支援ボランティア		
実施主体	亀岡市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>亀岡市教育委員会は2003年1月から、学校で授業や部活動、行事などの手助けをする「学校支援ボランティア」制度をスタートさせる。市民の「教育力」を有効に生かし、地域で子どもたちを育てる機運を盛り上げるのが狙い。</p> <p>市内を中心にボランティアになってくれる人を募り、市教委がリストを作成。市立幼稚園、小学校に配布し、各学校の要請に応じて派遣の調整をする。募集するのは読み聞かせやスポーツ、パソコン、音楽、工芸、自然観察などを教えるほか、戦争体験談、花壇の手入れなど幅広い分野を想定している。</p> <p>当面、11月末までに申し出のあった人たちを3年間登録するが、市教委では「口コミなどを通じて市外在住の亀岡市出身者も登録してほしい」と話しており、来年以降の追加登録も検討する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・地域の人材を学校教育現場で活用。		
出所	官庁速報 021128		
	時事通信社		

事例タイトル	小・中学生に対する地域住民の積極的なかわり		
実施主体	名古屋市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>名古屋市教育委員会は、11月から来年1月まで毎月1回、地域住民が登下校中の児童・生徒らにあいさつをしたり、褒めたり、しかったりする「地域の世話やき活動」を、市内の1小学校区で試行的に実施する。地域の子どもたちに積極的にかかわる住民を増やすのが狙い。市教委は、2003年度から実施学区を広げたい考え。</p> <p>活動に参加するのは、児童・生徒の保護者や学区内に住む中高年の「おじさん・おばさん」ら約50人。登校時には、交差点や横断歩道など4カ所で、児童や生徒らに朝のあいさつをするとともに、褒めたりしかったりすることを通して、子どもたちの顔を覚える。下校時には、商店街や通学路を巡回し、子どもたちの様子を把握する。</p> <p>活動を実施する学区の児童数と生徒数はいずれも約290人。一方、学区の人口は約7500人で、「最近では近所の子どもの顔を知らない大人が増えている」（青少年室）という。このため、活動内容を掲載したチラシを2000枚、ティッシュを2000個用意。市教委は、これらを大人に配り、「子どもの様子に積極的に関心を持つ大人を増やしたい」（同）としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の協力を得た小中学生の教育。 ・地域住民と小・中学生をかかわりを増やそうとする試み。 		
出所	官庁速報 021127		
	時事通信社		

体験活動の場や機会の提供

事例タイトル	自然等体験教室の運営		
実施主体	大阪自然教室	主体属性等	自主グループ
事例内容	<p>1974年4月に「大阪自然教室」が会員組織として発足した。</p> <p>会は4月からの年会員制をとり、対象は小学2年生から中学3年生、会員数は160～190名。例会として毎月1回、大阪近郊の自然の残っている場所に日帰りで行く。長期の休みには宿泊を伴う「特別教室」を実施している。「特別教室」では、農家に宿泊して実施された自然体験、田舎体験、空家を一軒借りての自炊生活、公民館を借りての自炊生活などを実施してきた。「特別教室」では第一次産業にこだわっている。</p> <p>「大阪自然教室」では、高校生リーダーたちが運営上重要な役割を担っている。「大阪自然教室」は、最低限の費用負担を保護者に求める以外は、発足以来一貫して外部からの援助を受けてこなかった。リーダーの自主的・自発的・自立的な活動として、リーダーの自己責任において運営されている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・児童が自然や一次産業に触れ合う機会を提供するグループの活動。		
出所	子どもたちがハジける瞬間 世界の児童と母性. 54- 57.		

事例タイトル	地域団体への人材派遣		
実施主体	福岡市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>福岡市は、子どもの健全育成のための環境づくりを目的に、自治会などの地域団体に「遊びの達人」などを派遣し、活動を支援する「地域における子ども育成環境づくり推進事業」を2002年度から本格実施する。</p> <p>同事業は、(1)研修講師派遣(2)遊びの達人派遣(3)子どもの夢応援-の3つのメニューで構成。子ども育成で地域ぐるみの自主的な活動を活性化させるのが狙いで、各団体の活動が活発になる夏休みに向けて7月から事業を展開。これに先立つ6月に募集開始、申込みの受付を行う。</p> <p>研修講師派遣では、地域意識の向上や遊びの活動を手助けする指導員の指導力アップを目的に、自治会や青少年育成会、子ども育成会などの団体が行う研修会などに講師を派遣。全7区で区ごとに5団体を対象に行う。</p> <p>遊びの達人派遣では、これら団体が開催する子どもの集団遊びや大人との触れ合いを目的とする活動に対して、名簿登録者の中から適切な指導者を選んで派遣。各区5団体が対象。</p> <p>また、子どもの夢応援は、小中高校生を中心にした子どもの団体などが企画・立案して行うユニークな活動を支援。同じく各区5団体を対象に、6万円を限度に活動経費の3分の2を補助する。</p>		
特徴（選考ポイント）	・既存の各地域団体を対象に適材を派遣することで、各団体の活動を一層活発にしようとする取り組み。		
出所	官庁速報 020605 時事通信社		

事例タイトル	ボランティアによる児童・生徒の地域活動支援		
実施主体	奈良市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>奈良市教育委員会は、学校の完全週休5日制の実施に伴い、土曜日に行われる児童・生徒の地域活動を支援するため、「子どもサポートボランティア登録制度」をスタートさせた。市内在住者を対象にボランティアを募集、自然体験や社会体験などの活動を充実させる。</p> <p>応募者は、申込時に活動可能な内容、地域、時間帯を報告し、「人材バンク」に登録される。登録機関は2年。市では登録者が一定数に達したら、各校区にボランティアの人材情報を提供する考え。</p> <p>各校区では、体験学習のほか、絵画教室、ハイキング、スポーツ大会など、ボランティアの趣味や特技を生かした活動を企画している。社会教育課は「地域ぐるみの子どもの育成が目標」としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・児童・生徒の地域活動を支援するボランティアのマネジメントを教育委員会が行う事例。		
出所	官庁速報 021003		
	時事通信社		

放課後の居場所の整備

事例タイトル	中高生を対象とした児童館の運営		
実施主体	杉並区	主体属性等	自治体
事例内容	<p>杉並区児童青少年センター「ゆう杉並」は、体育室、フリースペース（ロビー）、スタジオ、多目的ホール、調理・工芸室、学習コーナーから構成される。センター建設時には、中高生が建設設計の委員として参加した。</p> <p>また、中高生による運営委員会が設置されていて、学校推薦と公募により選ばれた16名の生徒が運営の規則やルールを議論するほか、利用者からの要望を運営に反映させるための議論も行っている。さらに中高生運営委員会の活動などを広報する広報公聴部会と自主的な活動を企画する自主企画部会も設けられている。センター開設当初は中高生運営委員会と職員の意見が対立する事もあったが、徹底した話し合いの機会を設けたなどの結果、現在はお互いが十分尊重し合える関係を築くことができ、信頼関係のなかで活動が行われている。喫煙や喧嘩などのトラブルに対しては、職員が統一の基準で対応できるようになった。</p>		
特徴（選考ポイント）	・中高生に児童館運営の一部を担わせ、職員と中高生の間のようなギャップを地道な話し合いを通じて埋めていった事例。		
出所	杉並区児童青少年センターの中・高校生にせまる実践と展望 児童育成研究. 19; 46- 56. 2001		

事例タイトル	青少年活動センターの設立		
実施主体	住民	主体属性等	自主グループ
事例内容	<p>1990年、父母、指導員・地域の役員・地元公立中学校教師などの協力を得て「青少年活動センター『とんぼ』」が設立された。1978年に設立された学童保育所の一期生の大学卒業とあわせて設立された。</p> <p>学童保育のOBが学童児童の相手をしていたが、青少年が地域の中でエネルギーを発揮する場をつくりたい、青少年自身が活動を通じて自立していくための場をつくりたいという思いから設立された。</p> <p>情報誌の発行（季刊）、セミナーの開催（二泊三日）、スポーツ交流会の開催（週1回）、学童クラブへの行事への参加、障害者との合同キャンプなどが活動内容。</p>		
特徴（選考ポイント）	・学童保育OBの学童保育運営への協力と、OB自身の活動への支援		
出所	中学生の「遊び」の現状と大人の役割 世界の児童と母性. 18-21.		

事例タイトル	児童館での中高生受け入れ		
実施主体	国分寺市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>児童館での中高生受け入れ促進のため、バンド練習、ダンス練習、ステージ、開館時間の延長、児童館利用を促すパンフレットを全校に配布した。</p> <p>読書など自由な時間を過ごすことができるサロンルーム、サッカーやバスケットボールが可能な高さ5メートルの遊戯室を設置した。</p>		
特徴（選考ポイント）	・中高生を児童館で積極的に受け入れようと、啓発活動を行ったり、プログラムを開発したり、施設整備をしている事例。		
出所	遊びは、環境から 世界の児童と母性. 62- 64.		

事例タイトル	いじめ、不登校の総合支援窓口の開設		
実施主体	長岡市	主体属性等	自治体（人口約 19.3 万人）
事例内容	<p>長岡市は、暴力やいじめ、不登校など、子どもたちが抱える問題に対して、学校や地域のほか、警察、保健所、家庭裁判所など関係機関の専門家らが連携して支援、相談に当たる「子どもふれあいサポートネットワーク」を創設した。</p> <p>同ネットワークの総合窓口として、「子どもふれあいサポート事業事務局」を市教委学校教育課に設置。子どもの教育や健全育成に関する問題について電話相談を受付ける「子どもサポートコール」を新設するほか、相談室には専任のコーディネーターを配置し、面談による具体的な相談に応じる体制を取る。受付・相談時間はいずれも月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 4 時まで。</p> <p>また、必要に応じて、暴力、非行、いじめ、不登校などの問題ごとに、専門指導員や関係機関の協力による「サポートチーム」を編成。個別具体的な事業に対し、きめ細かな支援体制を組んで問題解決に当たる。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ、不登校に対応する専門家ネットワークの構築。 ・総合的な窓口も市教育委員会に設置。 		
出所	官庁速報 020520		
	時事通信社		

事例タイトル	NPO 法人が提供するネット上の相談窓口		
実施主体	福岡青少年支援センター	主体属性等	NPO 法人
事例内容	<p>民間非営利団体法人「福岡青少年支援センター」は NTT 西日本福岡支店の協力で、不登校や引きこもり問題に対応してインターネットで相談を受付ける「ネット相談会」を開設し、10 日から本格サービスを開始する。福岡県内の青少年やその保護者を主な対象に相談を幅広く受付ける。同センターは相談内容を踏まえ、問題解決のため訪問による直接指導などもする考え。</p> <p>ネット相談会には、不登校などに悩む保護者や本人から寄せられた相談内容に対して、同センターに加盟する 7 つの民間支援団体がネット上で議論しながらきめ細かな回答を導き出して、相談者にメールで返信するシステムを導入。こうしたサイトは全国的にも初めてといい、寄せられた相談と回答はデータベース化して蓄積し、利用者には原則公開していく。</p> <p>また、同センターはネット相談会の開設と併せて「メールマガジン」も配信し、相談内容の事例紹介や支援団体、フリースクールなどに関する情報も提供していく。</p>		
特徴（選考ポイント）	・インターネットを利用し、相談へのアクセスを高めようとする試み。		
出所	010808		
	時事通信社		

事例タイトル	電話による引きこもり相談		
実施主体	和歌山県田辺市	主体属性等	自治体（人口約7万人）
事例内容	<p>田辺市は、市民からの強い要望にこたえ、社会問題化している引きこもりの青少年やその家族を対象に、電話による相談事業を始めた。引きこもりの問題を抱えている家庭の中には、どこにも相談できずに一家で問題を抱え込むことが多いため、市を通じて専門の機関を紹介するなど、問題の解決に力を貸す。</p> <p>相談は、健康増進課に所属する保健師1人が相談員として課内の専用電話で対応。受付時間は平日の午後2時から4時で、時間外は留守番電話やファックスで用件を受付ける。対象は引きこもりに苦しむ青少年とその家族だが、早期治療を目指す目的で、不登校の児童や生徒からの相談にも応じる。</p> <p>相談を受けた後は、相談員がケース・バイ・ケースで家庭を訪問し、病院や保健所といった関係機関を紹介する方針で、問題に疲れた家族の心のケアも同時に図りたい考え。</p>		
特徴（選考ポイント）	・市町村保健婦が専用回線をもちいて電話相談を実施。ケースごとに対応を行う事例。		
出所	官庁速報 010426		
	時事通信社		

事例タイトル	子育てに総合的に対応する窓口、施設の設置		
実施主体	京都府京都市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>京都市は、いじめによる子どもの悩みなどを受け止め、解決のきっかけを探すカウンセリングを行うなど、柔軟で総合的な支援を行うための施設「京都市子どもカウンセリングセンター」（仮称）を建設する。2001年度の新規事業で、予算額は6億350万円。2002年度中の開設を目指しており、市は「子どもの支援を専門に行うこうした施設は、全国初ではないか」と話している。</p> <p>同センターは、子どもに関するどんな問題でも相談できる「子ども相談総合窓口」を設置し、医療機関や福祉機関、ボランティア団体など幅広い分野の組織と連携を強め、保護者がどこに相談したらいいのか迷わなくてもいいようにするのが最大の特徴。</p> <p>市立中学校の跡地を利用し、カウンセリング室や多目的・創造活動スペースなどを持った延べ面積4000～5000平方メートルの複合施設になる予定。主な機能は（1）子どもや保護者のあらゆる相談に専門的に応じる教育相談を行う（2）生徒指導に関しても、各学校に指導や機動的な支援を行う（3）不登校児のために昨年開設した「ふれあいの杜」を充実させるなど、不登校児童の活動の場を広げる などとなっている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・あらゆる相談・課題に総合的に対応できる窓口、施設を設置した事例。		
出所	官庁速報 010321		
	時事通信社		

事例タイトル	不登校児童・生徒への支援		
実施主体	大阪府泉南市教育委員会	主体属性等	教育委員会
事例内容	<p>泉南市教育委員会は2001年度から、不登校の児童・生徒の話し相手となるボランティアの「メンタルサポーター」を創設する。悩みを聞いたり、一緒に遊んだりしながら、学校に復帰するのを手伝う。希望者を登録し、学校や家庭の要請に応じて派遣する。</p> <p>サポーターの活動は無償。だれでも応募できるが、登録の際には家庭訪問の留意点などについて研修を受けてもらう。実際の活動後は報告書の提出も求め、サポーターの指導などに役立つ。同年代の子どもの方が話しやすいケースもあるため、中高生の登録も受け付ける。</p> <p>活動内容は、家庭訪問と学校訪問、手紙・電子メールのやりとり、学校訪問では登校しても授業に出席せず保健室で過ごす児童・生徒に、教師の指示を受けて学習支援などを行う。</p>		
特徴（選考ポイント）	・不登校児童・生徒の相談相手として同世代の子どもも参加できる事例。		
出所	官庁速報 010222		
	時事通信社		

子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保

屋外の遊び場の整備

事例タイトル	プレーパークの運営事業		
実施主体	東京都世田谷区	主体属性等	自治体
事例内容	<p>東京都世田谷区では、区立公園の一区画を利用した冒険遊び場「プレーパーク」を、地域住民やプレーリーダーと協力して運営している。(羽根木プレーパークは1979年から運営されている。)</p> <p>ここでは通常の公園内での禁止事項を一定のルールの下で解除し、「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとして、体や頭を使って思い切り遊べるようにしている。プレーパークは普通の公園のようにきれいに整備されておらず、手づくりの遊具が置かれていて、でこぼこで穴だらけで、廃材が散らばっていたりする雑然とした遊び場となっている。ここでは工具も火も使い、廃材で小屋を建てたり、シャベルで大穴を掘ったり、ダムや水路をつくったり、立ち木にロープをかけてよじ登ったり、泥山を滑りおりたり、時には泥ダンゴの戦いなども起こる。この遊び場では、子どもたちの好奇心や欲求を大切に、彼らのやりたいことができる限り実現される場にしようと、地域の父母たちがプレーリーダーといっしょに直接運営にあたっている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全面に配慮し、子ども達の自由な遊びの場を提供している。 ・運営に地域住民を活用している。 		
出所	<p>自分の責任で自由に遊ぶ</p> <p>世界の児童と母性. 54- 57.</p>		

事例タイトル	NPOによる屋外遊び場での活動		
実施主体	国分寺冒険遊び場の会	主体属性等	NPO法人
事例内容	<p>公園にNPO法人のスタッフが出向き、児童の遊び相手となったり、その母親などの話し相手となったりする。</p> <p>財源は社会福祉・医療事業団の助成金でまかなわれ、NPOはプレーリーダー7名、助産師1名、カウンセラー1名から構成される。一ヶ所の公園にスタッフ4名チームとなり月2回ずつ出向く。</p> <p>プレーリーダーは、子ども達の遊び相手となるだけでなく、母親たちに子どもと遊ぶ楽しさを伝えたり、遊びを伝える役割も担っている。</p> <p>助産師は立ち話の中から、子どもの不調、母親自身の体調などに関する相談を受けている。</p> <p>カウンセラーは子育てへの自信喪失などに関する深刻な悩みごとなどについても立ち話のスタイルで対応する。</p> <p>事業の目的は、親子で楽しく遊ぶ遊び場の創出、子育て中の親のたまり場の創出、地域の気軽な相談の場の創出である。</p>		
特徴（選考ポイント）	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人による公園における子育て支援。 ・母親などが専門職への相談を公園での立ち話のなかで気軽に受けられるようになっている。 		
出所	<p>「親子で遊ぼうブンブンひろば」の活動から</p> <p>地域保健. 33(1); 54- 58. 2002.</p>		

職業生活と家庭生活との両立の推進

男性を含めた働き方の見直しに関する啓発活動

事例タイトル	企業研修の一環として実施される家庭教育		
実施主体	奈良県教育委員会	主体属性等	県教育委員会
事例内容	平成 11 年度から、家庭教育に関する学習の機会が得にくい企業等で働く親など（特に父親）を対象に、企業研修の一環としてその機会を提供することにより、子育ての支援をすることを趣旨として実施している。企業の研修室、食堂、講堂、多目的ホール等企業内の施設で、勤務時間帯だけではなく、勤務時間終了後や土曜日などの平常勤務外の時間帯に設けている。大学教授や臨床心理士、カウンセラー、医療関係者、県 PTA などの団体の関係者、幼稚園や小・中学校の教員経験者などの家庭教育支援講師による講演形態を採っている。		
特徴（選考ポイント）	・企業研修の一環として家庭教育を実施することで、より父親が参加しやすい環境を整備している。		
出所	「社会の宝」として子どもを育てよう！（報告）（平成 14 年 7 月 19 日） 今後の家庭教育支援の充実についての懇談会		

その他

児童虐待の早期発見・早期対処のための体制整備

事例タイトル	教師向けの虐待発見マニュアル作成		
実施主体	名古屋市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>名古屋市児童相談所ではこれまでも児童虐待の早期発見と早期援助のため保育園・幼稚園、保健所、医療機関向けの各マニュアルを作成・配布してきた。それに加え、教育委員会の協力を得て、教員向けマニュアルを作成し、幼稚園、小学校、中学校、高校、養護学校の教師に配布。</p> <p>マニュアルには子どもたちから発せられるサイン（「体のサイン」「心のサイン」「行動のサイン」）に加え、保護者の態度や行動のサインについても例示した。</p>		
特徴（選考ポイント）	・教師向けマニュアルの作成。		
出所	教師向けの虐待発見マニュアル作成 公衆衛生情報. 59. 2002. 10		

事例タイトル	虐待する親への支援事業		
実施主体	北九州市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>虐待のために児童を強制的に保護した保護者などを対象に、養育技術などの訓練を行う家族復帰のプログラム（平成15年度実施予定）。</p> <p>職権で一時保護したり児童福祉法第28条を申し立てた保護者、自らの虐待行為への自覚が乏しい保護者、知的能力や精神的な不安定さや過去の被虐待などで児童への養育態度が未熟・不安定な保護者などが対象。</p> <p>提供されるプログラムとして以下のものが考えられている。</p> <p>料理、洗濯、清掃、部屋の片づけなどの養育技術の実習 児童の情緒や知能、社会性などの発達に関する知識の学習 親子で一緒に遊ぶ親子遊びの実習 児童のほめ方叱り方のロールプレイ 育児の自分の育ちを振り返るグループワーク</p>		
特徴（選考ポイント）	・行政による具体的な虐待群へのフォロー体制の構築。		
出所	北九州方式による子育て支援の体制整備と虐待する保護者への養育訓練について。 地域保健. 33(11); 37- 41. 2002.		

事例タイトル	都道府県保健所が実施する児童虐待スクリーニングへの取り組み		
実施主体	東京都南多摩保健所	主体属性等	都道府県型保健所
事例内容	<p>虐待予備群スクリーニングシステムの開発:乳幼児健康診査において、虐待の危険性のある親子を発見し、適切な援助を展開できるシステムを構築する。(「子育てアンケート(スクリーニング)」と「虐待要因チェックシート(乳児期虐待要因一覧)」を作成、これを用いて定量的なスクリーニングを行う。「子育てアンケート」は乳児健診通知とともに配布し、健診時に回収する。これら資料をもとに、「虐待予防検討会」において、保健師等の主観的要素を加えた定性的スクリーニングを行う。</p> <p>追跡調査の結果、このスクリーニングシステムによって虐待群、虐待予備群をほぼ100%抽出できていた事が確認された。</p>		
特徴(選考ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の母子保健システムを活用した虐待防止への取り組み ・市町村と都道府県保健所の連携・協働。 		
出所	スクリーニングシステムとMCGによる親支援		
	地域保健. 33(11); 15- 31. 2002		

事例タイトル	こころの子育てサポート事業		
実施主体	札幌市	主体属性等	自治体(人口180万人)
事例内容	<p>区の母子保健事業全体として虐待予防に取り組むため、平成11年度より「こころの子育てサポート事業」が開始された。</p> <p>事業の目的は、母と子が互いに共感しあえる育児を基本においた支援、子どもの心と体の発達障害を予防するための支援(母親の育児負担軽減への支援体制づくり、個別支援への地域ネットワークづくり、援助者の資質の向上)である。事業には、市児童相談所、区役所(保健福祉サービス課、地域保健課)、子育て推進課、市立札幌病院静療院、市精神保健福祉センター、民生・児童委員、主任児童委員、委託訪問指導員、囑託心理判定員が参加している。</p> <p>事業の内容は、各関係機関との療育支援会議、事例検討会議、乳幼児の精神発達障害及び心の問題を中心とした基礎知識を学ぶ研修会である。</p>		
特徴(選考ポイント)	<ul style="list-style-type: none"> ・区役所内部の連携、区役所と関係機関とのネットワーキング。 		
出所	母子保健事業における虐待予防活動への取り組み		
	子どもの虐待とネグレクト. 2; 234- 242. 2000.		

児童虐待等の要援助ケースのアフターフォロー体制

事例タイトル	都道府県保健所による児童虐待群・児童虐待予備群へのフォロー		
実施主体	東京都南多摩保健所	主体属性等	都道府県型保健所
事例内容	<p>保健所が実施する児童虐待予備群スクリーニングと連動した、カウンセリング機能を持つグループ支援。MCG (Mother and Child Group)。</p> <p>MCG では場所の提供と仲間との出会いでのエンパワメントにより、「ここは無条件に安全」の感覚を獲得し、参加者がこれまでの生き方を振り返る勇気と希望をえることを目的とする。</p> <p>運営は AA (アルコールクス・アノミマス：匿名断酒会) 等のアルコールミーティングの手法で、月 2 回程度、1.5 時間厳守で行われる。参加者は自分自身の問題を地区担当保健師とともに紐解きながら、回復を求めて参加する。</p> <p>MCG はあくまでも個別援助の延長上にあり、個別援助をより効果的に展開するためのひとつの手法と捉えるグループである。</p>		
特徴 (選考ポイント)	・虐待群・虐待予備群を発見した際の、具体的なフォロー体制の確立。		
出所	スクリーニングシステムと MCG による親支援 地域保健. 33(11); 15- 31. 2002		

事例タイトル	ストレスを感じている母親に対するグループ療法の実施		
実施主体	福岡県福岡市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>福岡市は 2002 年度から、育児不安や強いストレスを感じている母親を対象にグループ療法を実施する。精神不安からくる子どもへの虐待を未然に防ぐのが目的。来年度予算案に事業費 120 万円を計上した。</p> <p>グループ療法は、市内 7 区役所の保健福祉センターの中から 1 ヶ所を選択し、6~10 人程度の母親に毎月 1、2 回集まってもらい実施する。母親同士で日ごろの悩みを語り合ってもらおうとともに、医師が専門家の立場から助言し、心理判定士がグループのリーダー役を務める。グループ療法の期間は、母親の心の傷の深さや回復の度合いを見ながら決める。</p> <p>グループ療法への参加者は、乳幼児健診 (生後 4 ヶ月) や保健師による家庭訪問を通じて、育児不安の強い状態などにある母親に絞って参加を促す。</p> <p>市内では、子どもの虐待件数が増加傾向にあり、2001 年度の虐待受付件数は 12 月末現在で前年度 1 年間の 249 件を超える 271 件となっている。また、2000 年度の 249 件のうち、母親による虐待が 168 件を占めた。</p>		
特徴 (選考ポイント)	・虐待を未然に防ぐことを目的とする取り組み。既存の健診等を通じてニーズに接近する。		
出所	官庁速報 020319 時事通信社		

障害児への支援（健常児との一体的療育など）

事例タイトル	小学4年生までを対象とした障害児の学童保育		
実施主体	東京都府中市学童保育	主体属性等	自治体
事例内容	<p>現在、府中市の学童保育（すべて公設公営）は障害の有無に関わらず小学校3年生までを対象とし、障害児については一学童保育に二名までという定員が設けられている。</p> <p>母親の就労支援のため、障害児の学童保育の学年延長をもとめる「障害のある子を育てる親の会」が発足し、障害児の学年延長を市側に陳情した。これが採択され、4年生まで障害児の学年延長の実施が決定された。</p> <p>（府中市の）学童保育は、普段心障学級や養護学校にかよう障害児にとって、健常児と互いに刺激しあう貴重な場を提供している。</p> <p>会は今後小学6年生までの学年延長を含め、市側と交渉を続けていく予定。</p>		
特徴（選考ポイント）	・小学4年生までの障害児を対象とした学童保育の実施。		
出所	障害があっても、六年生まで入所できる学童クラブを 日本の学童ほいく. 12- 15. 2003. 2.		

事例タイトル	重症心身障害児通所事業		
実施主体	東京都	主体属性等	自治体 (社会福祉法人に委託)
事例内容	<p>重症心身障害児(者)の通所部門と外来診療部門を併せ持つ療育施設。</p> <p>重症心身障害児通所事業：対象者は都内に住所を有する在宅の重症心身障害児（重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童）で、養護学校卒業者又は18歳以上で障害の程度が重度であるため他の障害児通所施設等に入所できない者。一日当たりの定員は20名。</p> <p>心身障害児(者)外来診療：診療科目:小児科、内科、理学診療科、整形外科で、一日当たりの定員は15名。</p> <p>必要に応じ、家族の同意のもと、保育園、幼稚園、学校、他の療育機関などに情報を提供している。また、ケースワーカーが福祉制度についての情報提供やその実際の利用の援助や各種相談を行っている。虐待や家庭の問題があるケースでは児童相談所、保健所、保育園、学校などと連絡をとり、合同のケース会議なども随時設けている。</p> <p>通所事業の利用者に対しては、看護師が医療ケアを行い、指導員、保育士も緊急時の対応に備えて指導を受けている。</p> <p>養護学校の生徒が通所を体験したり、通所事業の一部行事を養護学校で実施するなど、養護学校との連携をとって事業を実施している。</p>		
特徴（選考ポイント）	・重症心身障害児通所施設と外来診療を合わせもつ施設を都道府県が設置し、養護学校も含めた連携を行っている事例。		
出所	重度の重症心身障害児(者)に安全に楽しく通える場を提供 はげみ. 33- 36. 2002.10.11		

事例タイトル	乳幼児健診への外国人通訳の配置事業		
実施主体	愛知県小牧市	主体属性等	自治体（人口約 15 万人）
事例内容	外国人登録者が多く、乳幼児健診の際にも言葉の障壁が問題となっていた。そこで、対象者が安心して健診を受けることができ、保健師も効果的な健診を進めることができるように、乳幼児健診時に外国人通訳を配置した。		
特徴（選考ポイント）	・外国人登録者に対する利用しやすい母子保健サービスの機会の提供。		
出所	「市町村保健活動モデル事例集（平成 12 年度地域保健総合推進事業）」 （平成 13 年 6 月） 全国市町村保健活動協議会		

事例タイトル	医療と都道府県型保健所が連携した低出生体重児とその保護者への支援		
実施主体	石川県	主体属性等	自治体
事例内容	<p>未熟児養育医療の申請及び低出生体重児出生届によりハイリスク児を把握し、このうち保護者の承諾が得られた者が対象。</p> <p>未熟児保健・医療連携事業</p> <p>「入院中・退院時連携」：保護者が保健所に養育医療の申請をした時点から主治医と保健所保健師の連携がはじまる。</p> <p>「低出生体重児等の訪問指導の実施」：保健所保健師は、主治医などと連携して保護者の育児不安の軽減等を目的とした訪問指導を実施し、その結果を連携票により主治医などに報告する。</p> <p>「保健・医療連携研修会と連携会議の実施」：事業の円滑な実施のため、低出生体重児等に関わる医療・保健関係者を対象とした合同研修会及び連携会議を実施。</p> <p>育児支援事業（保健所で実施）</p> <p>「フォローアップ健診の実施」「育児支援教室の実施」「親の会の育成と支援」</p> <p>石川県全体の低出生体重児の出生のうち、保健・医療連携が実施できたのは 6.6%であった。</p>		
特徴（選考ポイント）	・低出生体重児に対して都道府県型保健所と医療機関が連携してフォローする取り組み。		
出所	医療と連携した低出生体重児への支援 母子保健情報. 43; 65- 70. 2001.		

事例タイトル	極低出生体重児とその保護者に対する支援		
実施主体	神戸市・神戸大学医学部	主体属性等	自治体・大学・医療機関
事例内容	<p>神戸市総合児童センター（地域の児童館を統括するセンター）と協力し、平成6年度に神戸大学母子センターを退院した極低出生体重児を対象にし親子教室を始めた。その後、周辺にあるほかのNICU基幹病院を退院した児にも対象を広げた。平成11年度からは神戸市の母子保健事業として予算化され、その運営を委託されている。</p> <p>会場は総合児童センターで、教室の運営には、神戸大学医学部、発達科学部、兵庫県立こども病院、神戸常磐短期大学、神戸親和女子大学、神戸市こども家庭センターから小児科医、助産師、幼児教育科教員、臨床心理相談員、ケースワーカー、音楽指導員、保母などの専門職員とボランティアの学生、大学院生など約20名が参加している。家族の参加費用は無料。</p> <p>教室では、「親子での遊びのプログラム」、「（専門家を交えた）親同士の交流のプログラム」が行われている。</p> <p>このプログラムは、特定の機能を改善したり障害を治療することを目的とするのではなく、両親の養育態度への効果を主眼に企画されている。すなわち、専門家と話すことによって育児への不安を少なくし、よく似た境遇にある親同士が共感しながら、子育ての楽しみを見出していく事を目標としている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・地域の自治体と大学、医療機関が協力した形でのハイリスク児に対する支援事業。		
出所	極低出生体重児の育児支援 母子保健情報. 43; 71- 75. 2001.		

関係機関等の連携モデル

事例タイトル	小規模自治体における子育て支援ネットワークの構築		
実施主体	高知県北川村	主体属性等	自治体（人口約 1,600 人）
事例内容	<p>学校や児童委員など地域の 14 の関係機関の代表で構成する「子ども支援会議（年数回開催）」と県の保健所や福祉事務所と村の保健師、福祉担当者、学校関係者など直接の担当者で行う「子ども支援連絡会議（随時開催）」の二つの組織を構築。庁内の理解や周囲の町村保健師との連携、保健所の保健師のバックアップなどを上手に得ている。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・マンパワー（保健師）が十分に配置されず、日常業務に追われがちな小さな町村においても、関係機関からのバックアップを上手に活用している事例。</p>		
出所	<p>村を挙げて子育て支援 地域保健. 33(11); 72- 73. 2002.</p>		

事例タイトル	県と連携した小規模自治体における虐待予防ネットワークの構築		
実施主体	静岡県浜岡町	主体属性等	自治体（人口約 2.6 万人）
事例内容	<p>平成 12 年から「子育て支援情報連絡会議」が発足。町内の保健所長や子育て支援センター所長と主任児童委員、町の福祉係職員や健康推進係保健師、教育委員会教育相談員、県の児童相談所児童福祉司や保健所保健師、福祉事務所の家庭児童相談員などが参加して、毎月 1 回定期的に開催される。</p> <p>主に町の機関がそれぞれ抱える懸案事例について報告し、家族背景や問題点、経過などの報告と、情報交換などをおこなう。また、県職員などによって虐待の危険度の判断や援助の方向性が示されるため、地域での役割分担を図りやすくなっている。県職員が必ず参加しているため、町と県の機関との連携が図りやすくなっている。</p> <p>二年間の継続の結果、ネットワークに参加する関係者の連携が強化されると同時に、関係者それぞれの力量が上がり、地域全体の援助力が向上した。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・虐待ケースへの対応を、小規模自治体と県のネットワークによって対応する取り組み。</p>		
出所	<p>「情報連絡会議」で虐待ゼロ 地域保健. 33(11); 74- 76. 2002.</p>		

事例タイトル	保健師中心のネットワークの構築		
実施主体	愛媛県今治市	主体属性等	自治体（人口約 12 万人）
事例内容	<p>健康推進課（保健センター）を事務局に、「児童虐待防止連絡協議会」を年に 12 回開催している。そのうち 9 回は「専門部会」として開催され、小児科医や精神科医、弁護士など 11 人の専門家が虐待事例について検討したり、パンフレットの作成、研修会の内容検討などを行っている。</p> <p>しかし、「連絡協議会」には児童相談所が参加していない。</p>		
特徴（選考ポイント）	<p>・虐待防止ネットワークの中心に市町村保健センターを位置付けた取り組み。</p>		
出所	<p>保健師中心のネットワークの成果と課題 地域保健. 33(11); 76- 78. 2002.</p>		

事例タイトル	児童虐待防止ネットワークと精神科医の連携		
実施主体	神奈川県秦野市	主体属性等	自治体
事例内容	<p>神奈川県秦野市では、「秦野伊勢原地域虐待防止コアネット」という広域的ネットワークで児童虐待に対応している。ネットワークには児童相談所、警察署、県保健所、病院・医療機関、市の保健師が参加し、年に2～3回の会議を開催している。また、虐待問題に熱心な医師によるNPO法人「子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク」などとも協定を結んでいる。</p> <p>乳幼児精神保健の専門家（精神科医）に連携を拡大した。適切なスーパーバイズを得るとともに、精神療法や親子の愛着形成のサポートにより、精神疾患がからむと虐待の予防や状況改善に成果を上げている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・児童虐待防止の行政機関ネットワークが乳幼児精神保健専門の精神科医と連携する事によって、より効果的なケースへの対応を行っている事例。		
出所	精神科医もチームに加わり親子の愛着形成まで支援 公衆衛生情報 32- 34. 2002.10		

事例タイトル	市役所主管課を事務局とする児童虐待に対応するネットワークの構築		
実施主体	大阪府泉大津市	主体属性等	自治体（人口約7万人）
事例内容	<p>平成11年度より府の子ども家庭センター（児童相談所）と市の児童福祉課、保健センターなどが協議して、「泉大津市児童虐待防止ネットワーク」が発足。</p> <p>「代表者会議」では、県、警察、医師会、弁護士、市など15の機関の課長レベルが年1回集まり、各機関の取り組みの紹介と連携強化を図っている。</p> <p>「実務者会議」では、上記機関の担当者や係長クラスが集まり、実務を担当している。さらに、個別事例については「臨時実務者会議」が活動の中心となる。市民や関係機関からの虐待情報はすべて児童福祉課にある事務局に集約される。事務局は原則として直接援助に関わることはなく、あくまで、保健師など関係機関がスムーズに援助が行えるように条件整備に徹する。</p> <p>結果として、子どもや家庭に関する情報が一括管理できるだけでなく、地域の関係者は子ども家庭センター（児童相談所）に通報するよりも気軽に事務局に問い合わせや相談ができ、また問い合わせれば援助の進行管理や困難な場合の助言なども得られるため、関係機関が安心してかわれ、機関同士の連携もスムーズになっている。</p>		
特徴（選考ポイント）	・ネットワークの機能的な運用にあたって、市役所児童福祉課が重要な機能を果たしている事例。		
出所	事務局の大切さ 地域保健. 33(11); 78- 79. 2002		

第4部

児童育成計画策定自治体対象調査票案

児童育成計画策定自治体に対する調査（市町村票）

【ご記入にあたってのお願い】

1. ご回答は、具体的な数値や言葉を指定の枠内にご記入いただくか、選択肢番号を で囲みください。選択する数は設問によって異なりますのでご注意ください。
2. 回答が「その他」にあてはまる場合は、その番号を で囲み、()内にその内容を、なるべく具体的にご記入ください。
3. 設問によってはご回答いただく方が限られる場合がありますので、ご注意ください。
4. ご記入が済みましたら、同封の返信用封筒に入れて、 月 日(×)までにご投函ください。
5. 調査の趣旨、調査票への記入に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
 《調査票への記入に関して》 富士総合研究所 経済・福祉研究部 社会保障セクション
 担当： Tel 03 - 5281 - 5277（直通）
 《調査の趣旨に関して》
 担当： Tel 03 - - （直通）

貴自治体の基本情報についておうかがいします。

問1 貴自治体名と本調査票のご記入者について、下表にご記入ください。

都道府県名		調査票記入者 所属課係名	
区市町村名		電話番号	
市町村コード		ファクス番号	
調査票記入者 氏名		Email アドレス	

記入者が複数の場合は、連絡の窓口となる方についてご記入ください

問2 平成7年および平成13年のそれぞれ10月1日現在における貴自治体の総人口・児童数を、住民基本台帳人口と外国人登録者人口に分けて下表にご記入ください。なお、外国人登録者人口はお分かりになる範囲のご記入でも結構です。また、指定した年齢区分での人口が分からない場合は、人口が把握できる区分に年齢区分欄を適宜修正した上でご記入ください。

		平成7年 10月1日現在		平成13年 10月1日現在	
		住民基本台帳	外国人登録者	住民基本台帳	外国人登録者
総人口		人	人	人	人
児童数	0~2歳	人	人	人	人
	3~5歳	人	人	人	人
	6~8歳	人	人	人	人
	9~11歳	人	人	人	人

問7 下表の各サービス（事業）について、平成7年度の実績値、平成13年度の実績値、現行計画上の目標値（最終年度値）をご記入ください。施設数や定員数などをどの時点をとるか、実利用人数や延べ利用日数などをどの期間をとるかについては、「時点など」欄の指示に従ってご記入ください。該当する数値が不明の場合は「×」、存在しない場合は「-」をご記入ください。網掛け部分は記入不要です。

サービス（事業）	時点など	平成7年度 の実績値	平成13年度 の実績値	現行計画上 の目標値
保育所施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
うち0歳児保育実施施設数		カ所	カ所	カ所
同 定員数		人	人	人
0歳児		人	人	人
1～2歳児		人	人	人
3歳以上		人	人	人
同 入所児童数		人	人	人
0歳児			人	
1～2歳児			人	人
3歳以上			人	
延長保育施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 利用可能児童数（定員数）		人	人	人
一時保育施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 延べ利用児童数		通年		人
放課後児童クラブ数	5月1日	カ所	カ所	カ所
うち4年生以上受入クラブ数		カ所	カ所	カ所
同 登録児童数		人	人	人
同 受入可能児童数		人	人	人
乳幼児健康支援一時預かり事業				
施設型病後児保育 施設数	年度末	カ所	カ所	カ所
同 定員数		人	人	人
同 実利用児童数	通年		人	人
同 延べ利用日数			人	人
派遣型病後児保育 実利用児童数	通年		人	人
同 延べ利用日数			日	日
産褥期ヘルパー 実利用児童数	通年		人	人
同 延べ利用日数			日	日
訪問型一時保育 実利用児童数	通年		人	人
同 延べ利用日数			日	日
ショートステイ施設数	年度末	カ所	カ所	カ所
同 受入可能児童数			人	人
同 実利用児童数	通年		人	
同 延べ利用日数			日	日

サービス(事業)	時点など	平成7年度 の実績値	平成13年度 の実績値	現行計画上 の目標値
トワイライトステイ施設数	年度末	カ所	カ所	カ所
同 受入可能児童数		人	人	人
同 実利用児童数	通年	人	人	人
同 延べ利用日数		日	日	日
地域子育て支援センター従来型施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 小規模型施設数			カ所	カ所
ファミリーサポートセンター本部数	3月1日	カ所	カ所	
同 支部数			カ所	カ所
同 登録会員数(利用)		人	人	
同 登録会員数(提供)		人	人	
保育ママ数(地方単独施策を含む)	3月1日	人	人	人
同 実利用児童数	通年	人	人	人
認可外保育施設数(認証・認定のみ)	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 定員数		人	人	人
休日保育実施施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 登録児童数		人	人	人
夜間保育実施施設数	3月1日	カ所	カ所	カ所
同 定員数		人	人	人
児童館数	年度末	カ所	カ所	カ所
同 延べ利用者数(親子とも)	通年	人	人	人
母子家庭等日常生活支援(旧母子家庭等介護人派遣事業)実派遣世帯数	通年	世帯	世帯	世帯
同 延べ派遣日数		日	日	日
ひとり親家庭児童訪問援助 実援助対象世帯数	通年	世帯	世帯	世帯
同 延べ訪問回数		回	回	回

保育ママは、保育士や教諭などの資格を持っている保育者が保護者に代わって自宅で保育を行う制度で、「昼間里親」「家庭福祉員」などとも呼ばれるものです。

問8 下表の各サービス(事業)について、量的な不足への対応が必要とお考えですか。それぞれ1~4からひとつ選びをおつけください。

サービス(事業)	1. 不要	2. 必要	3. 早急に 必要	4. サービス 未実施
通常保育	1	2	3	4
延長保育	1	2	3	4
一時保育	1	2	3	4
放課後児童クラブ	1	2	3	4
施設型病後児保育	1	2	3	4
派遣型病後児保育	1	2	3	4
産褥期ヘルパー	1	2	3	4

サービス(事業)	1. 不要	2. 必要	3. 早急に必要	4. サービス未実施
訪問型一時保育	1	2	3	4
ショートステイ	1	2	3	4
トワイライトステイ	1	2	3	4
地域子育て支援センター	1	2	3	4
ファミリーサポートセンター	1	2	3	4
保育ママ(昼間里親、家庭福祉員)	1	2	3	4
認可外保育(認証・認定のみ)	1	2	3	4
休日保育	1	2	3	4
夜間保育	1	2	3	4
児童館	1	2	3	4
母子家庭等日常生活支援	1	2	3	4
ひとり親家庭児童訪問援助	1	2	3	4

ファミリーサポートセンターについては、利用会員に対する提供会員の過不足感に関してお答えください。

問9 下表の各項目について、現行計画では記載されていますか。それぞれ該当するものひとつに をお付けください。

分野	項目	1. 記載あり	2. 記載なし
保健医療	(1) 健康相談・健康教育事業	1	2
	(2) 思春期保健対策(性教育・エイズ等)	1	2
	(3) 小児救急医療	1	2
保育	(4) 幼稚園の預かり保育事業	1	2
	(5) 保育サービス供給における認可外保育サービス(認定保育室など)の活用	1	2
教育	(6) 家庭教育事業	1	2
	(7) いじめや不登校児に対する事業(スクールカウンセラー等を含む)	1	2
健全育成	(8) 児童館等の放課後の居場所の整備	1	2
	(9) 体験活動の場や機会の提供	1	2
職場環境	(10) 育児休業取得等の状況や目標値など	1	2
生活環境	(11) 屋内外の遊び場の整備	1	2
	(12) 住宅・まちづくり・都市計画	1	2
相談・情報提供	(13) 親子の交流の場の整備	1	2
	(14) 育児不安や虐待等に対する相談事業	1	2
	(15) 子育て支援のための総合相談の拠点(センター)の整備	1	2
	(16) 子育てサービスに関する情報提供	1	2
ネットワーク	(17) 虐待等の問題ケースに対応できる関係機関のネットワーク	1	2

分野	項目	1. 記載あり	2. 記載なし
ネットワーク	(18) 住民や子育てサークルを含めた地域の子育てネットワーク	1	2
その他	(19) ひとり親家庭に対する事業	1	2
	(20) 障害児及びその家庭に対する事業 (障害児保育を除く)	1	2
	(21) サービス評価事業(保育サービスの評価)	1	2

・ 現行の児童育成策定指針の評価についておうかがいします。

問10 国が示している現行の児童育成計画策定指針における以下の(1)～(5)の内容について、不満な点、改良すべき点などありましたら、欄内にご自由にお書きください。

(1) モデル調査票	
(2) 需要算出・目標設定・人口推計	
(3) 関連部署との役割分担や連携	
(4) 都道府県との連携	
(5) 計画の推進体制や評価	

問13 現行計画の策定にあたり計画策定組織に参画していた庁内関係部署として、該当するものすべてに をお付けください。

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 保健担当 | 2. 障害者福祉担当 |
| 3. 企画・財政担当 | 4. まちづくり担当（住宅・都市計画等） |
| 5. 教育委員会 | 6. 労働担当 |
| 7. その他（具体的に； | ） |

問14 現行計画の策定にあたり計画策定組織に参画していた庁外関係団体として、該当するものすべてに をお付けください。

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 住民（一般） | 2. サービス（保育所等）の利用者 |
| 3. 事業者（認可保育所） | 4. 認可保育所以外の保育サービス事業者 |
| 5. 幼稚園 | 6. 都道府県の児童福祉関係機関 |
| 7. その他（具体的に； | ） |

問15 計画策定にあたって、都道府県の役割として期待すること（財政支援以外）及び実際に行われていて評価できることとして、該当するものすべてに をお付けください。

- | | |
|------------------------------|---|
| 1. 市町村担当者に対する説明会の開催 | |
| 2. 国の指針を踏まえた都道府県独自の計画策定指針の提示 | |
| 3. 都道府県がリーダーシップを取った調査の一斉実施 | |
| 4. 個別の協議や支援 | |
| 5. 近隣自治体との広域的な調整 | |
| 6. その他（具体的に； | ） |

問16 現行計画は予算にどのように反映されていますか。該当するものひとつに をお付け下さい。

- | | |
|------------------------|---|
| 1. 計画上の事業は優先的に予算化されている | |
| 2. 計画を基礎として予算を査定している | |
| 3. 計画を参考とせずに予算を査定している | |
| 4. その他（具体的に； | ） |

問17 現行計画に記載された事業実績をどのように報告・評価していますか。該当するものひとつに をお付け下さい。

- | |
|------------------------------------|
| 1. 議会や、住民代表等を含めた検討組織に報告しており、公表している |
| 2. 住民代表等を含めた検討組織に報告しているが、公表はしていない |
| 3. 庁内の検討組織に報告している |
| 4. 所管部課内で検討している |
| 5. 特に報告・評価等は行っていない |

子育て支援に関する先進事例についておうかがいします。

問18 次に挙げるテーマ等の観点から、貴自治体や他自治体で実施している事業で、成功事例・ユニークな事例だと思われることについてお教えてください。なお、特に下記に挙げるテーマ例に関わらず、自由にお書きいただいても結構です。

< テーマ例 >

児童福祉と教育の連携 住民参加の方法 関連機関のネットワーク	民間との連携 サービスの評価や質の向上
--------------------------------------	------------------------

実施市町村名	概要
(記入例) 県市	子育てに関する相談・情報提供、情報の一括管理の役割を担うものとしてセンターを位置づけ、同時に同センターが中心となって市域における要援助ケースへの支援を行っている。個別ケースへの援助の際には、同センターの呼びかけによって関係機関（児童相談所、民間機関・団体等を含む）が集まってケース会議を開催し、連携に基づくケースマネジメントを行っている。
県市	子育て中の母親の孤立対策のために、地区社協が主催して公民館等の場で親子のつどいの場を設け、親同士の交流を図ると共に、保育士などが子育てに関する悩みや不安などの相談にのっている。

その他ご意見・ご要望がありましたら、自由にご記入ください。



調査にご協力いただき誠にありがとうございました。
ご回答もれがないかご確認の上、同封の封筒（切手不要）に入れて
　　　　月　日（　　）までにご返送ください。